

# まえばしWindプラン

第5次前橋市男女共同参画基本計画

(素案)

○前橋市



# 目次

---

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1. 計画の基本的な考え方 .....	2
(1) 計画策定の趣旨 .....	2
(2) 計画の性格・位置付け .....	2
(3) 計画の期間 .....	3
(4) 計画の策定体制 .....	3
2. 策定の背景 .....	4
(1) 本市のこれまでの取組 .....	4
(2) 県の動き .....	5
(3) 国の動き .....	5
(4) 世界の動き .....	6
3. 本市を取り巻く社会情勢の現状 .....	7
(1) SDGs と本市の取組について .....	7
(2) 男女共同参画の推進と SDGs .....	9
(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響 .....	10
(4) デジタル社会への対応 .....	10
<b>第2章 本市の現状</b> .....	11
1. 男女共同参画の視点から見た本市の現状 .....	12
(1) 人口・世帯の状況 .....	12
(2) 就労の状況 .....	14
(3) 女性の就労の状況 .....	15
(4) 福祉サービス等の状況 .....	16
2. 市民意識調査からみられる市民意識の現状 .....	17
(1) 市民の生活や社会の状況に関する意識 .....	17
(2) 固定的な性別役割分担意識の現状 .....	18
3. 第四次基本計画（後期計画）の取組状況 .....	20
<b>第3章 計画の構成と体系</b> .....	26
1. まえばしの男女共同参画社会を実現するために .....	27
2. 基本方針 .....	28
3. 施策の体系 .....	30



# 第1章 計画策定にあたって

---

# 1. 計画の基本的な考え方

## (1) 計画策定の趣旨

本市では、平成15年3月に「まえばし男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、「市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現」を目標として、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本市の人口は減少傾向にあり、早いスピードで高齢者の増加が見込まれています。こうした中、誰もが自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりが大きな課題となっており、男女共同参画の視点の重要性が高まっています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（DV）の増加や雇用や所得などにおいて、特に女性に大きな影響をもたらしました。

本市では、現行計画の計画期間満了にあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにする「まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

## (2) 計画の性格・位置付け

- 男女共同参画社会基本法（平成11年6月制定 以下「基本法」という。）第14条第3項及びまえばし男女共同参画推進条例第9条に基づく計画
- まえばしWindプラン2014後期計画（平成30年策定）の後継計画
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次群馬県男女共同参画計画」、本市の「第七次前橋市総合計画」、その他の関連計画との整合を図りながら男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律<sup>1</sup>」（令和元年改正）第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含
- 市民からの意見や「前橋市男女共同参画審議会」からの答申を受け、市民・事業者・民間団体及び県などと連携して施策の推進に取り組むための計画

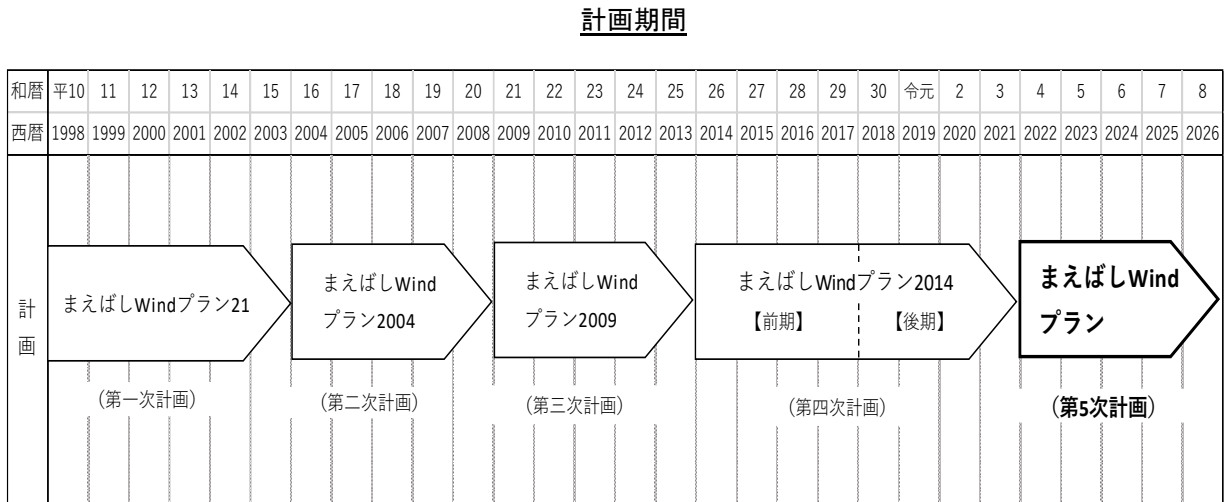
<sup>1</sup> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）：

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定する法律（平成13年施行）

平成16年（被害者の自立支援の明確化）、平成19年（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等）、平成26年（法律の適用対象を交際相手からの暴力及びその被害者に拡大、法律の名称を一部改正）の改正に続き、令和元年には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との相互連携・協力を図ること、保護の適用対象として被害者の同伴家族を含めることとする改正が行われた。

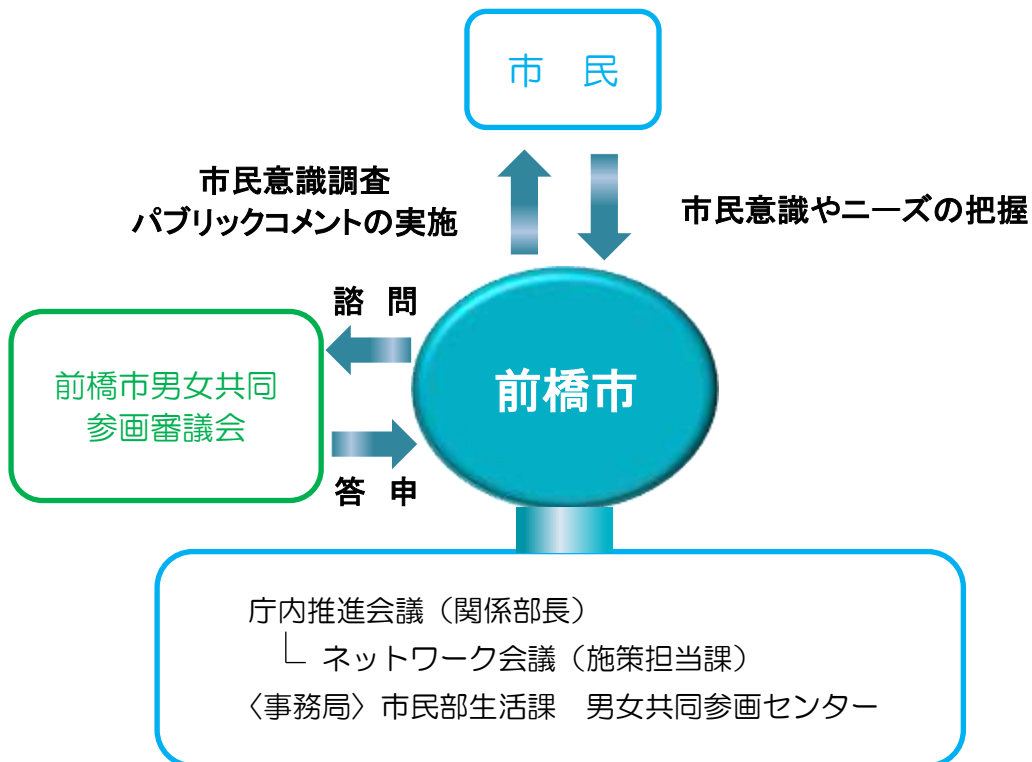
### (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。



### (4) 計画の策定体制

この計画は、市民の意識や生活実態などを調査するとともに、市民や有識者などで組織される男女共同参画審議会の答申を踏まえながら、広く市民意見の収集と適切な反映を図って策定しました。



## 2. 策定の背景

### (1) 本市のこれまでの取組

本市では、昭和 63（1988）年に婦人問題担当窓口を開設し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。

平成 10（1998）年には女性の地位向上をめざした 10 年間の行動計画として、「まえばし Wind プラン 21」を策定し、平成 11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定を受け、平成 15（2003）年 3 月に「まえばし男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 16（2004）年には条例に基づく基本計画として、第二次前橋市男女共同参画基本計画となる「まえばし Wind プラン 2004」を策定し、その後、平成 21（2009）年に第三次基本計画の「まえばし Wind プラン 2009」、平成 26 年（2014）に第四次基本計画となる「まえばし Wind プラン 2014」を策定しました。

第四次基本計画の 4 年目となる平成 29（2017）年には、社会経済情勢などの変化を捉えた見直しにより、平成 30（2018）年度から 4 年間の後期計画を策定し、計画に位置づけた様々な男女共同参画推進施策の取組を進めています。

計画期間	計画名称
平成 10～19 年度	「まえばし Wind プラン 21」 ※10 年間の行動計画
平成 16～20 年度	前橋市男女共同参画基本計画「まえばし Wind プラン 2004」
平成 21～25 年度	前橋市男女共同参画基本計画（第三次）「まえばし Wind プラン 2009」
平成 26～令和 3 年度	前橋市男女共同参画基本計画（第四次）「まえばし Wind プラン 2014」 （平成 26～29 年度 前期計画・平成 30～令和 3 年度 後期計画）

### 各計画の基本目標

#### 前橋市女性行動計画 「まえばし Wind プラン 21」

- I 人権の尊重と男女平等の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の推進
- III 女性と男性が共に自立して多様な生き方を選択できる生活環境づくり
- IV 活動を担う人づくり、交流を深めるネットワークづくり

#### 前橋市男女共同参画基本計画 「まえばし Wind プラン 2004」

- I 男女の人権の尊重
- II 家庭生活とその他の活動への両立支援
- III 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- IV 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮
- V 市と市民と事業者の協働による推進
- VI 国際社会の取り組みとの協調
- VII 推進体制の整備・充実

#### 前橋市男女共同参画基本計画(第三次) 「まえばし Wind プラン 2009」

- I 一人ひとりが尊重される～まえばし
- II みんなが主役になれる～まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

#### 前橋市男女共同参画基本計画(第四次) 「まえばし Wind プラン 2014」/後期計画

- I 一人ひとりが尊重される まえばし
- II みんなが主役になれる まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる まえばし



## (2) 県の動き

群馬県では、昭和 55（1980）年に「新ぐんま婦人計画」を策定し、その後、平成 5（1993）年に「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制を整備しました。

平成 13（2001）年 3 月には「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成 16（2004）年 3 月には「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例の趣旨や理念を踏まえ、平成 18（2006）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定し、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などを行いました。また、同年 3 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく法定計画として「ぐんま DV 対策基本計画」を策定しました。

平成 21（2009）年 4 月には、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点として、「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりを進めています。

その後、平成 23（2011）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」、平成 28（2016）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 4 次）」の策定を経て、令和 2（2020）年度には「第 5 次群馬県男女共同参画基本計画」を策定しました。

「第 5 次群馬県男女共同参画基本計画」は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度の 5 年間を計画期間とし、「SDGs の視点」と「社会の新たな変化に対応する視点」を基本的な視点として掲げるとともに、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備」の 3 つの基本方針を設定し、取組みを進めています。

## (3) 国の動き

国においては、昭和 50（1975）年、総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年の「国内行動計画」策定や昭和 60（1985）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を契機に、法や制度の整備が徐々に図られてきました。平成 11（1999）年 6 月には、男女共同参画社会への一層の取組を行っていく上での法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成 12（2000）年には男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が制定され、配偶者からの暴力の防止や被害者保護の取組みが進められています。

平成 19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成 22（2010）年 6 月には、父親の育児休業の取得を促す「改正育児・介護休業法」が施行されるなど、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す方向が示されました。

平成 27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、常用労働者 301 人以上の民間企業に、職場の女性の活躍に関する状況把握や課題分析をした上で、「事業主行動計画」を策定することが義務づけられました。この法律は令和元(2019)年に一部改正され、令和 4(2022)年 4 月からは、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されます。

また、平成 30(2018)年 5 月には、国や地方の議員選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。令和 3(2021)年 6 月 16 日にはこの法律の一部を改正する法律が公布・施行され、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善やセクハラ・マタハラ等対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。

令和 2(2020)年 5 月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、また、同年 6 月には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されるなど、あらゆる分野において、男女共同参画の視点の反映や、困難に直面する女性への支援の充実等の取組を強化しています。

また、令和 2(2020)年 12 月 25 日に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」では、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、デジタル化社会への対応、頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)などの社会情勢の現状や予想される環境変化及び課題に対して効果的な施策の推進を図るため、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「Ⅳ 推進体制の整備・強化」の 4 つの政策領域が示されています。

## (4) 世界の動き

国連は昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定め、メキシコ・シティで開催された国際婦人年世界会議(第 1 回世界女性会議)では「世界行動計画」が採択され、翌年からの 10 年を「国連婦人の十年」とし、「平等・発展・平和」を目標と定め、男女平等や女性の地位向上のために世界規模での活動を展開しました。

その後、女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、昭和 54(1979)年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

平成 27(2015)年 9 月には、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき 2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(行動計画)」が採択され、SDGs(持続可能な開発目標)の目標の中に、「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。

## 3. 本市を取り巻く社会情勢の現状

### (1) SDGs と本市の取組について

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、“地球上の誰一人として取り残さない”ことを誓っています。

人口減少と少子高齢化社会の進展により、社会全体の活力低下が懸念される中、本市においても、市民に身近な地域行政として、持続可能な地域社会づくりを進めることでSDGsを推進しています。

本市ではSDGsの推進を図るため、「第七次前橋市総合計画 2021 年度改訂版」の策定に当たり、SDGs と総合計画に位置付けた施策（重点施策）との関連を整理するとともに、令和3（2021）年4月1日付けで「SDGs 日本モデル」宣言へ賛同しました。総合計画を着実に推進することで、本市におけるSDGs 達成に向けた取組を推進させ、SDGs の理念に沿った、経済・社会・環境の3側面における新しい価値の創造を通して 17 の持続可能な開発目標を実現させていきます。

#### SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標



SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標一覧

目標	内容
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る。
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
8 働きがいも 経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

## (2) 男女共同参画の推進とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）では、目標5（ジェンダー平等の実現）を掲げており、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そしてSDGs 全体の実施においても、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。



わが国の「SDGs 実施指針」においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs のすべてのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し、施策に反映することが必要であるとされています。

令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会のひとつとして、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標5（ジェンダー平等の実現）を含むSDGs 全体の達成に向けた取組を進める方向性が示されています。

### SDGsの目標5(ジェンダー平等の実現)のターゲット

ターゲット	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルでの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

### **(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響**

新型コロナウイルス感染症の拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、特に女性に対して、就業面から生活面まで様々な形で深刻な影響を及ぼしています。

「令和3年版男女共同参画白書」(内閣府男女共同参画局)では、コロナ禍で男女共同参画の課題が顕在化したとしています。就業面では、外出自粛や休業等により、女性割合が高いサービス業等の非正規雇用労働者が打撃を受け、女性の雇用、所得に深刻な影響を及ぼしています。生活面では、生活不安やストレスから、DV等の増加や深刻化が懸念されています。

また、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、女性の子育てや介護等の負担増加など、男女共同参画が進んでいないことに起因する問題が一層顕在化しています。

感染症の拡大が社会に与える影響や変化、性別による影響やニーズの違いなどを踏まえつつ、感染症が収束したポストコロナの時代も見据え、男女共同参画をさらに推進していくことが求められます。

### **(4) デジタル社会への対応**

社会が急速にデジタル化する中、新型コロナウイルス感染拡大が契機となり、仕事ではオンライン活用が急激に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がりました。テレワークは、ウィズコロナにおける新しい生活様式に対応した働き方というだけでなく、誰もが働きやすく生産性の向上にも資するものです。在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあります。

また、多くの産業・職業がデジタル化と密接に関わるため、性別を問わず人材育成が求められていますが、日本の理工系分野における女性の比率は諸外国に比べ低い状況にあります。デジタル社会到来の中で、女性が活躍し自立していくために、デジタルスキルの強化を図り、デジタルデバイドを防ぐことが求められています。

## 第2章 本市の現状

---

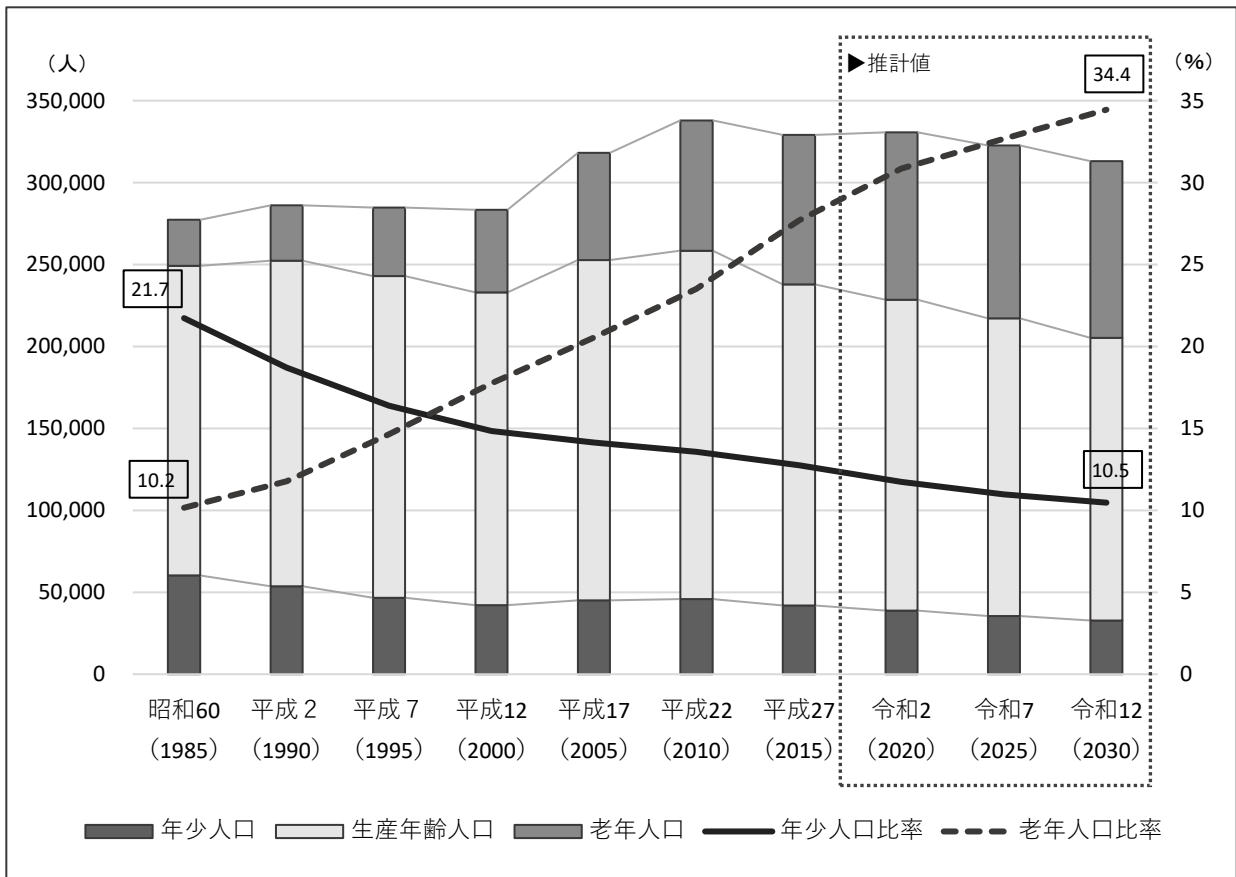
# 1. 男女共同参画の視点からみた本市の現状

## (1) 人口・世帯の状況

昭和 60（1985）年には 277,319 人であった人口は、平成 22（2010）年には 340,291 人となりました。総人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、令和 12（2030）年には 313,138 人になると推計されています。

また、年齢3区分別人口の推移を見てみると、総人口に占める「老年人口」の割合が多くなっていくことがわかります。

本市の総人口と年齢3階級人口の推移



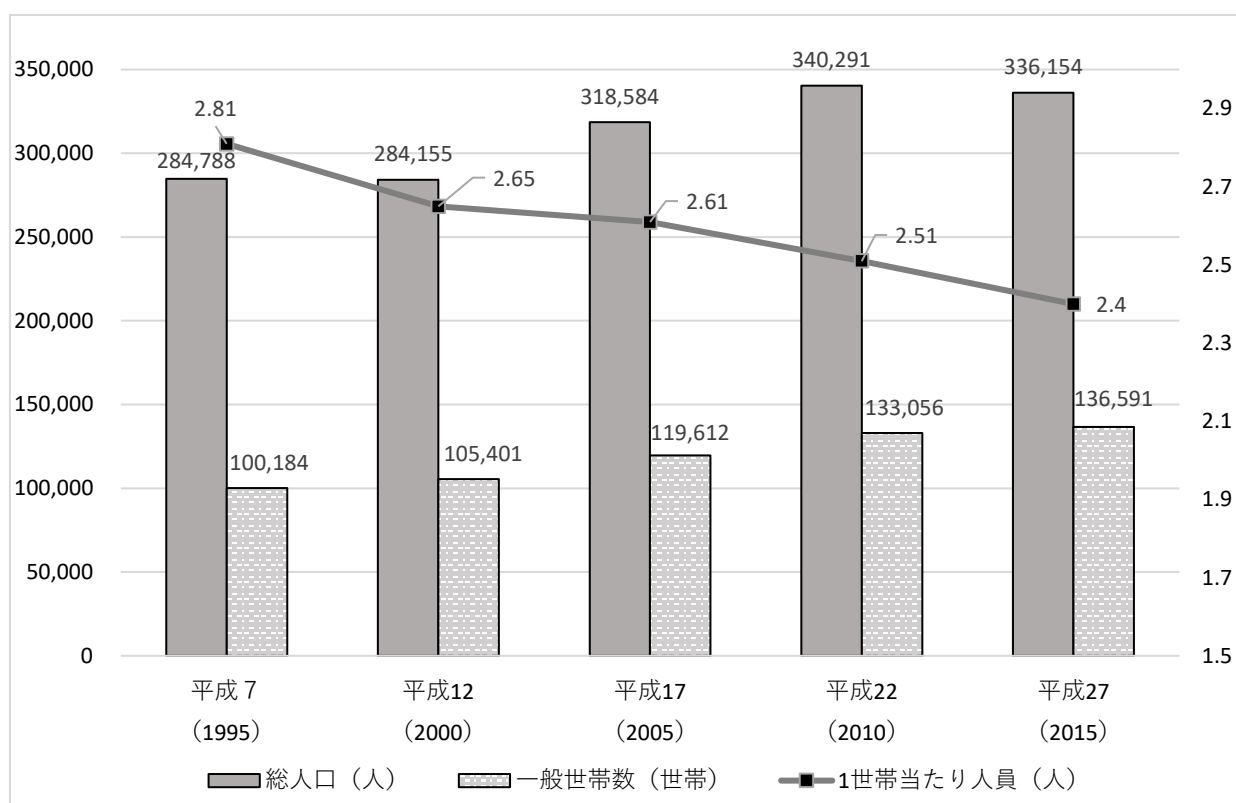
	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (1985)	平成 22 年 (2005)	平成 27 年 (1985)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
年少人口 (15 歳未満)	60,264	53,581	46,683	42,152	45,018	45,875	41,961	38,812	35,417	32,780
生産年齢人口 (15～64 歳)	188,886	198,797	196,390	190,894	207,726	212,620	196,034	189,778	181,866	172,497
老年人口 (65 歳以上)	28,169	33,711	41,685	50,425	65,441	79,503	91,143	102,015	105,459	107,861
総人口	277,319	286,261	284,788	284,155	318,584	340,291	336,154	330,605	322,742	313,138

資料：国勢調査、令和 2 年以降は社人研による推計



本市の一般世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。世帯構成の内訳をみると、「単独世帯」は平成 22（2010）年の 38,277 世帯から平成 27（2015）年の 42,870 世帯に急増したほか、「夫婦のみの世帯」も増加しています。また、「ひとり親と子供から成る世帯」は平成 22（2010）年の 11,833 世帯から平成 27（2015）年は 12,355 世帯と 4.4%増えています。

### 世帯数・世帯類型の推移



(上段：世帯、下段：%)

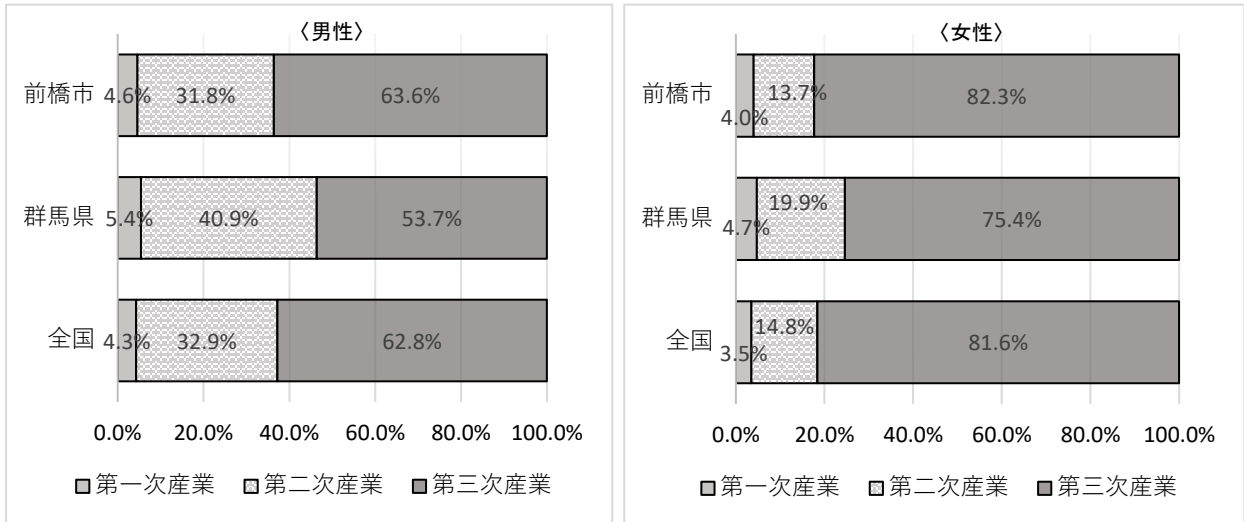
		総数	単独世帯	親族のみの世帯				同居親族世帯	非親族世帯	
				核家族世帯			同居親族世帯			非親族世帯
				夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供				
総数	2010年	133,056	38,277	27,055	39,687	11,833	14,908	1,239		
		100.0	28.8	20.3	29.8	8.9	11.2	0.9		
	2015年	136,591	42,870	28,174	38,716	12,355	12,621	1,127		
		100.0	31.6	20.7	28.5	9.1	9.3	0.8		

資料：国勢調査

## (2) 就労の状況

本市の就業者の産業分類別割合を全国、群馬県と比較してみると、男女ともに第3次産業に従事する割合が高くなっています。

産業分類別割合の比較

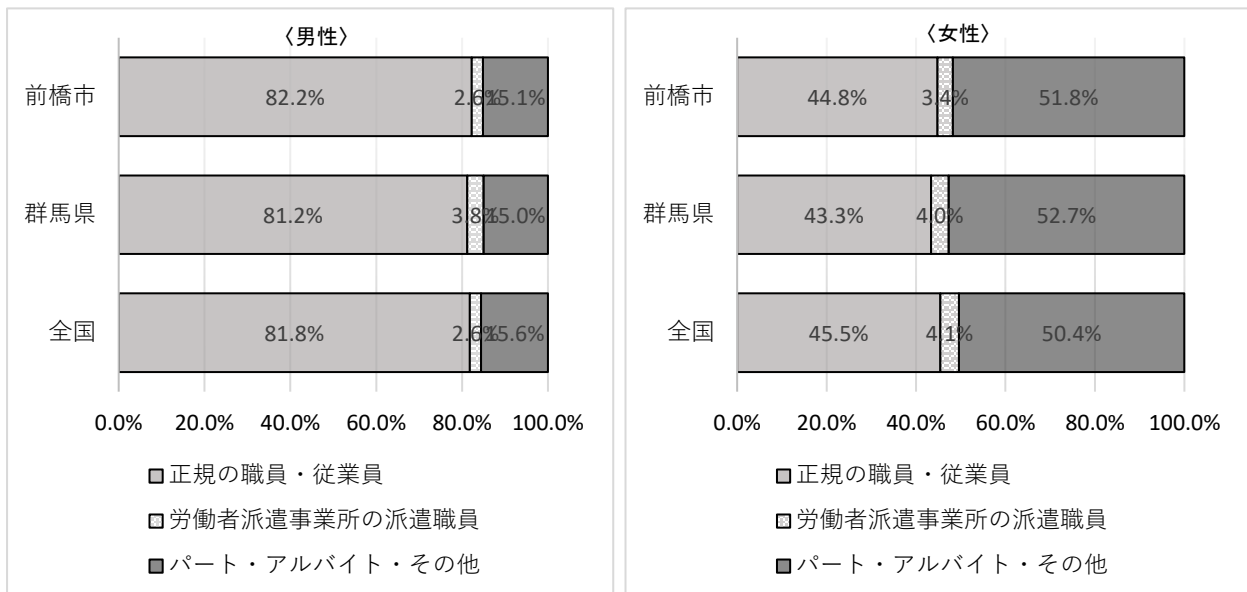


資料：国勢調査（平成27年）

注：第1次産業は農業など、第2次産業は製造業など、第3次産業は卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食業などです。

また、雇用者の従業上の地位を全国、群馬県と比較してみると、男性は「正規の職員・従業員」の割合が、全国、群馬県より高くなっていますが、女性は全国と比べると「正規の職員・従業員」の割合が低くなっています。

雇用者の従業上の地位の割合の比較



資料：国勢調査（平成27年）

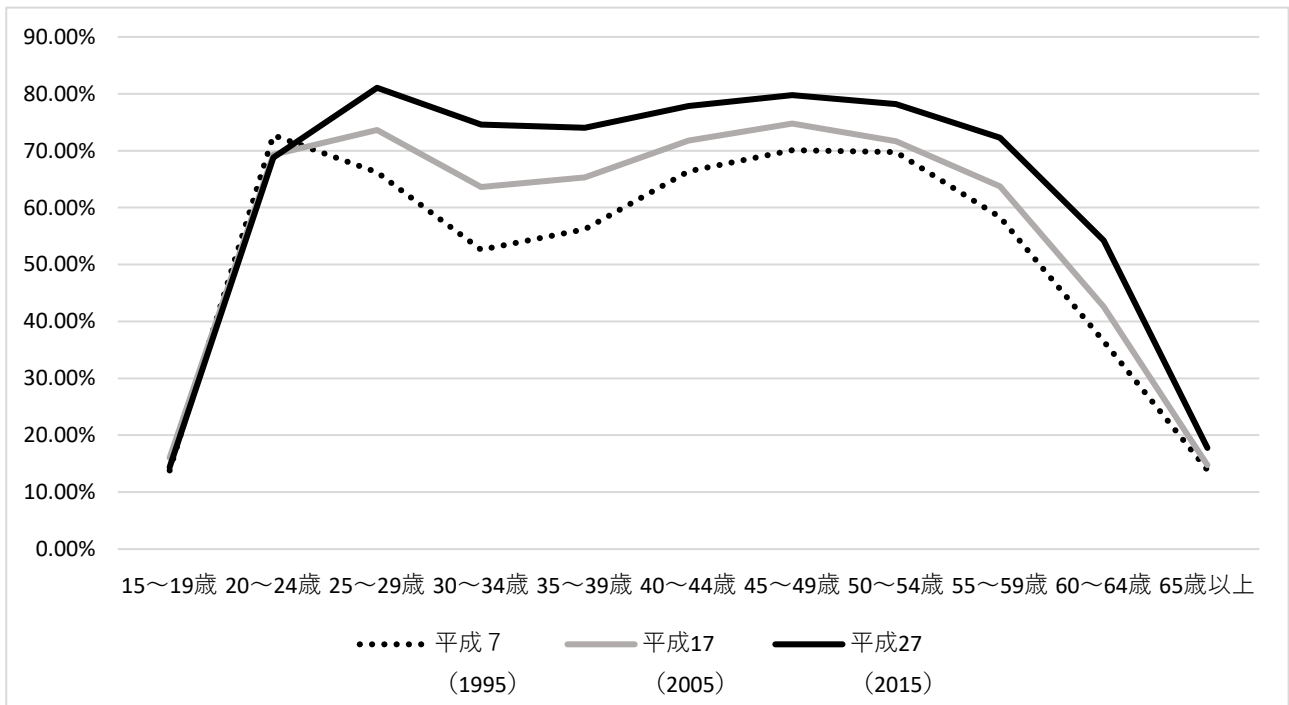
### (3) 女性の就労の状況

本市の女性の労働力率について、平成7（1995）年、平成17（2005）年、平成27（2015）年を比べると、20歳代後半以降の女性の労働力率は増加しており、M字の底が浅くなっています。

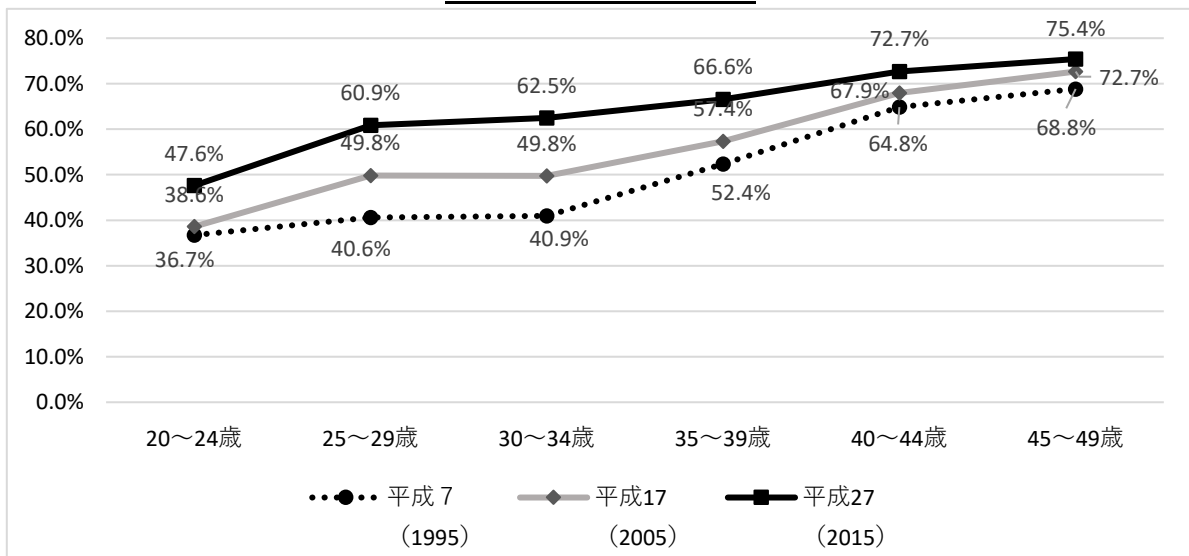
また、有配偶女性の労働力率を同様に比べると、全体に労働力率が増加しました。特に子育て期の20～30歳代の率が上がっています。

20～30歳代の有配偶女性の働く割合は増加しましたが、依然としてM字カーブは解消されていません。

女性の労働力率の推移



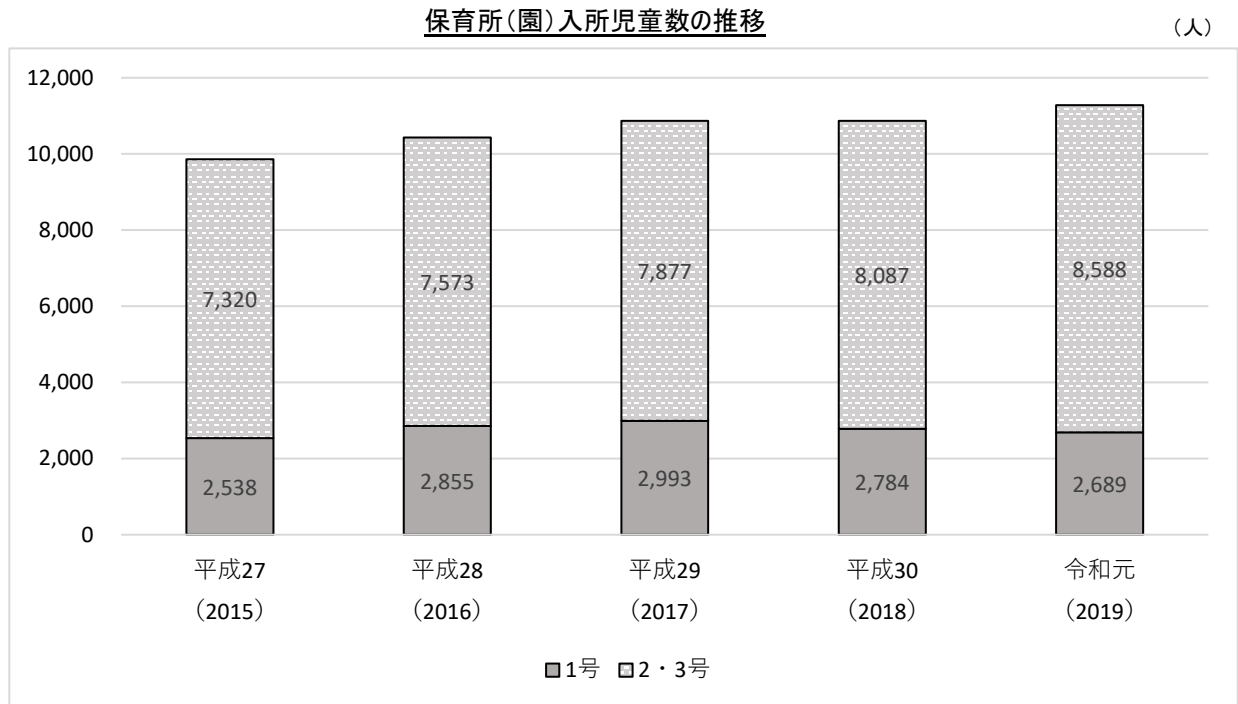
有配偶女性の労働力の推移



資料：国勢調査

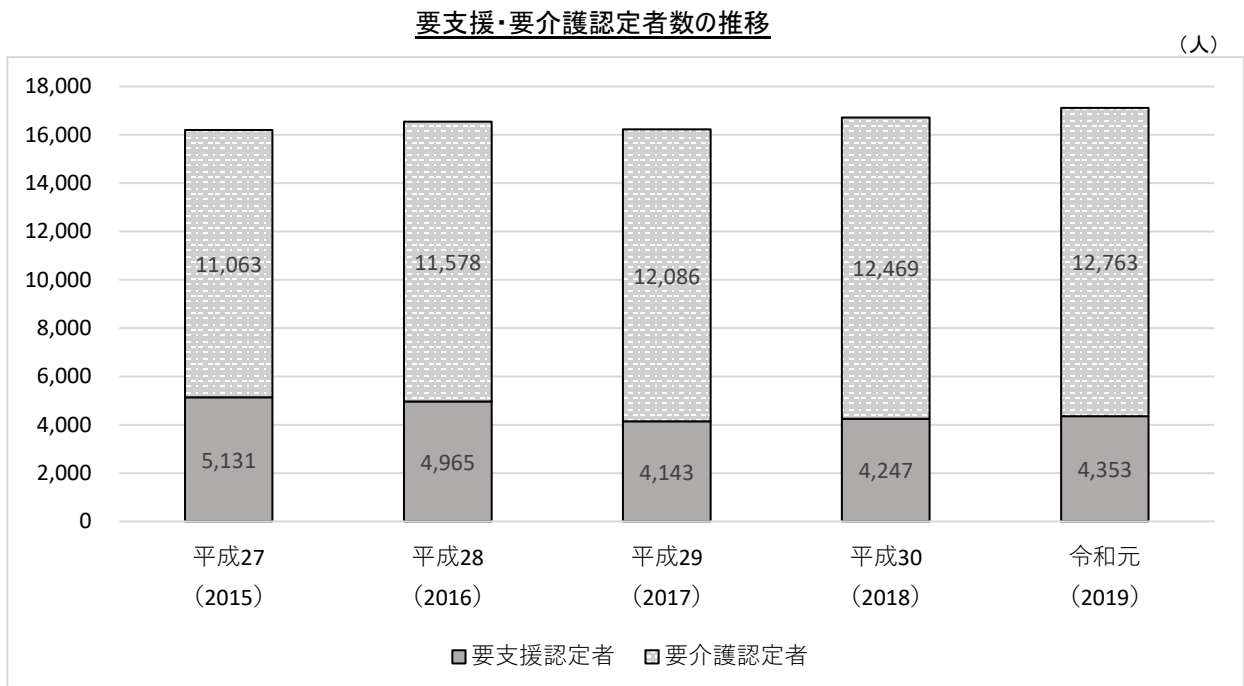
## (4) 福祉サービス等の状況

本市の年少人口は近年減少していますが、就労世帯の増加といった社会的な背景を反映し、入所児童数は平成 27（2015）年以降年々増加傾向にあります。



※1号認定：保育を必要としない3歳以上の児童 2号認定：保育を必要とする3歳以上の児童 3号認定：保育を必要とする3歳未満の児童  
資料：第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画

また、介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、平成 27（2015）年から平成 30（2018）年まではおおむね横ばいで推移しましたが、令和元（2019）年より増加に転じ、令和元（2019）年は 17,000 人を超えました。



資料：前橋市統計書（平成 28～令和 2 年度）

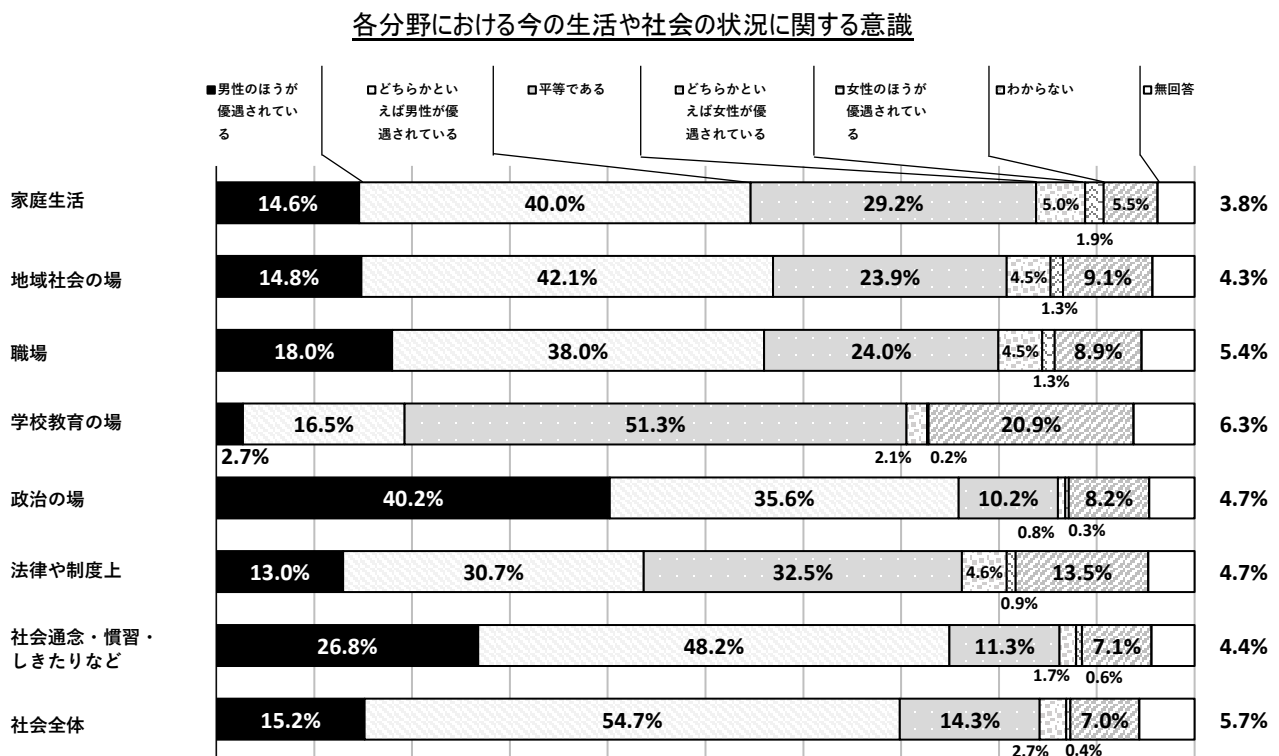
## 2. 市民意識調査からみられる市民意識の現状

男女共同参画に関して課題となる事項について調査を行い、現状の市民意識や行政に対するニーズを把握するとともに、本計画策定のための基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

調査対象	市内在住の18歳以上の方
標本数	3,000
抽出方法	住民基本台帳登録者から性別・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出
調査方法	郵送による配布 / 郵送・ウェブによる回収
有効回収率	39.4%
調査時期	令和2年9月

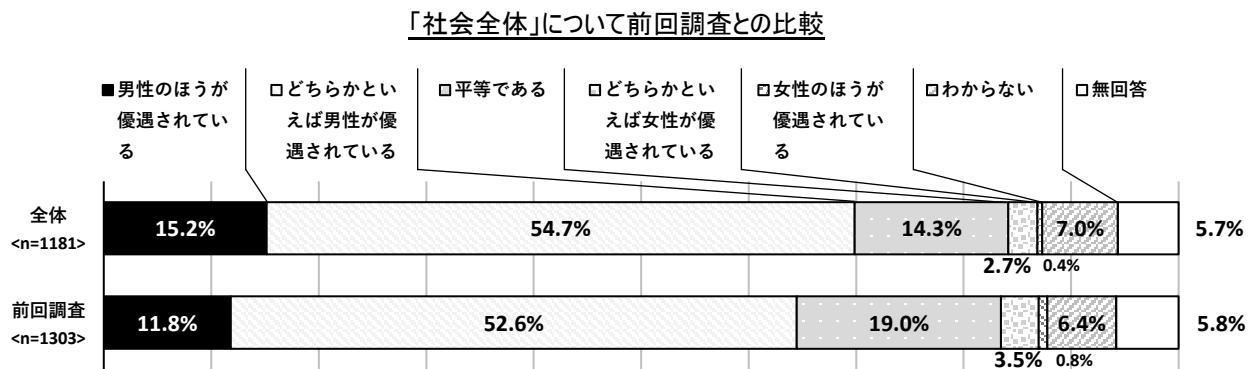
### (1) 市民の生活や社会の状況に関する意識

「平等である」は「学校教育の場」51.3%が最も高く、次いで「法律や制度上」32.5%、「家庭生活」29.2%と続いています。「男性のほうが優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせると、「政治の場」75.8%が最も高く、次いで「社会通念・慣習・しきたりなど」75.0%と続いています。



資料：市民意識調査（令和2年度）

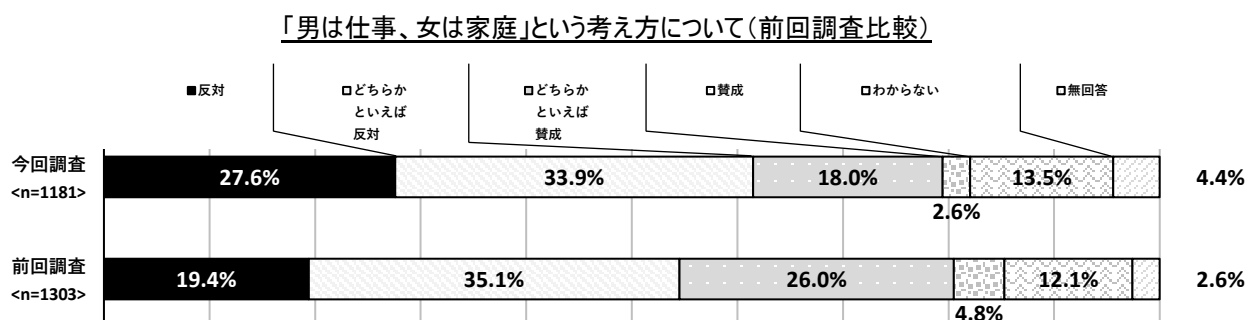
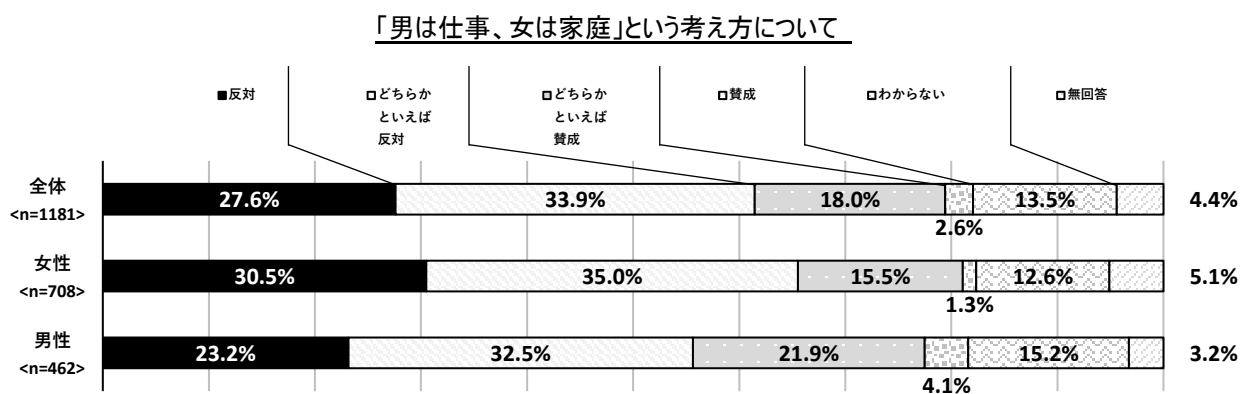
「社会全体」について、前回調査（平成 24 年度）と比較してみると、「平等である」は 4.7 ポイント減少しました。「女性のほうが優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせたものは 1.2 ポイント減少し、「男性のほうが優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせたものは、5.5 ポイント増加しました。



資料：市民意識調査（令和 2 年度）

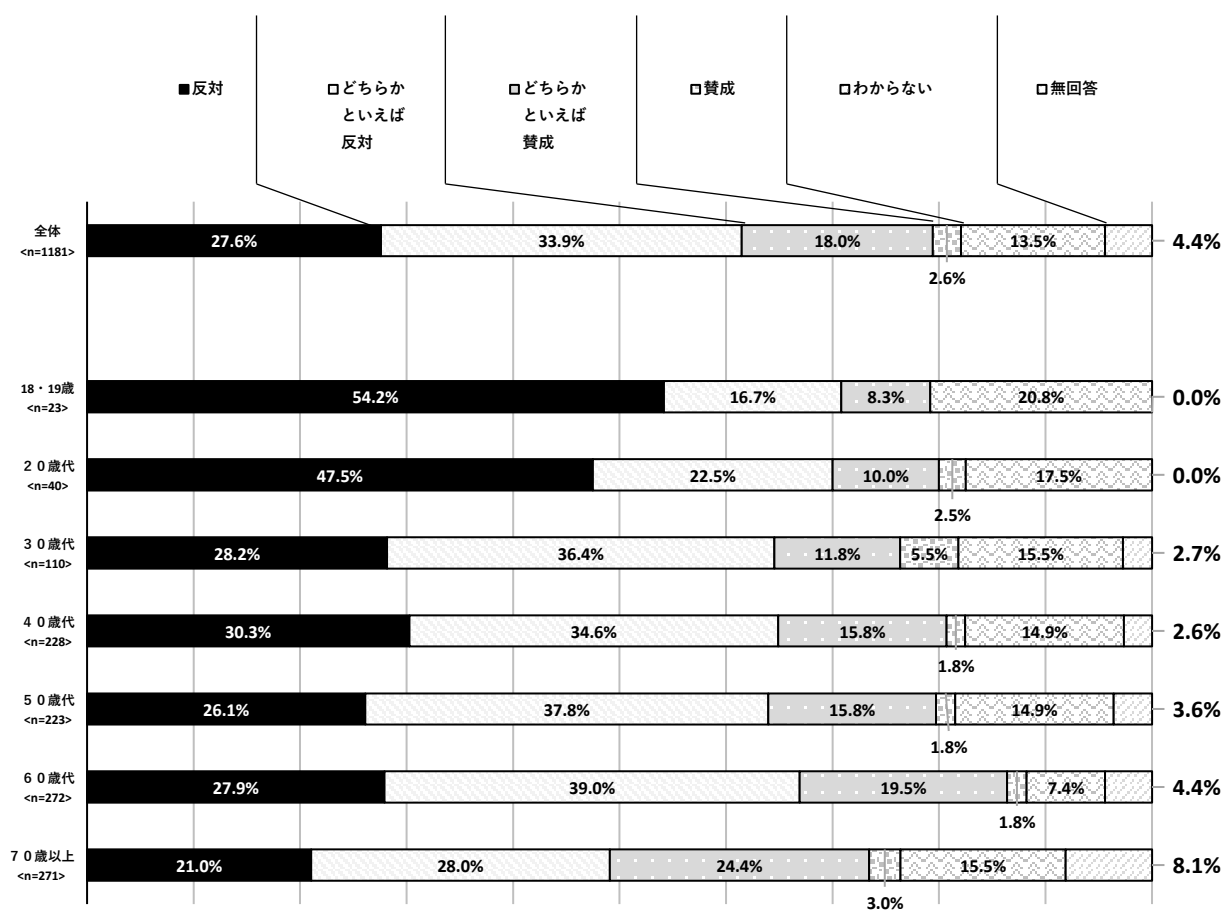
## （２）固定的な性別役割分担意識の現状

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行に反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、男女の生き方の選択を制約するものにつながる可能性があります。市民意識調査の回答者全体では、固定的な性別役割分担意識について「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた割合が「賛成」「どちらかといえば賛成」を 40 ポイント以上上回り、前回調査と比べ“反対”が増加しました。



年齢別では、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせると18・19歳の70.9%が最も高く、次いで20歳代が70.0%と続いています。また、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせると70歳以上の27.4%が最も高く、次いで60歳代が21.3%と続いています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について(年代別)



資料：市民意識調査（令和2年度）

### 3. 第四次基本計画（後期計画）の取組状況

平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする第四次基本計画（後期計画）の具体的施策 57 施策（担当課が複数ある施策があり調査数は 75 項目）について、各施策の担当課で進捗の達成度について評価を行いました。

評価の基準

区分	評価の基準
進捗の達成度	AA: 計画を超える成果があった
	A: 計画通り進み、十分な成果があった
	B: 計画通り進み、一定の効果があつた
	C: 概ね計画通り進んだが、成果が明確でない
	D: 実施できなかった・廃止となった

#### ◇全体の評価

全 75 項目のうち、評価が AA（計画を超える成果があつた）または D（実施できなかった・廃止となった）のものはありませんでした。

全体で、評価が A（計画通り進み、十分な成果があつた）のものが 12 項目、B（計画通り進み、一定の効果があつた）のものが 47 項目、C（概ね計画通り進んだが、成果が明確でない）のものが 16 項目でした。

進捗の達成度の自己評価結果

区分	評価の基準	事業数
H30～R3(見込)年度の 進捗の達成度	AA: 計画を超える成果があつた	0
	A: 計画通り進み、十分な成果があつた	12
	B: 計画通り進み、一定の効果があつた	47
	C: 概ね計画通り進んだが、成果が明確でない	16
	D: 実施できなかった・廃止となった	0
	計	75



## 基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

### 1 人権尊重・男女平等意識の向上

ほとんどの項目でAまたはBの評価となりました。C評価となった指標「情報誌『新樹』の発行部数・回数」については、発行回数や部数が、現状や市の方針と合わなくなったためです。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ	情報誌・リーフレット等による情報提供	情報誌「新樹」の発行部数・回数	C	男女共同参画センター
		リーフレット配布数	B	男女共同参画センター
	男女共同参画週間行事の実施	アンケート回収数	A	男女共同参画センター
	市の刊行物における表現の配慮	各課広報連絡員周知回数	B	秘書広報課
		男女平等表現ガイドライン周知回数	B	男女共同参画センター
	LGBT（性的少数者）への理解の促進	LGBTの周知回数	B	生活課
(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進	男女共同参画に関する講座やセミナーの実施	受講者数	A	男女共同参画センター
	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	公民館報掲載率 講座開催数・延べ参加人数	B	生涯学習課
	保育関係者への研修の充実	研修の回数	B	子育て施設課
	学校教育における男女平等教育の推進	研修の実施回数	B	総合教育プラザ
	人権の男女の課題への取組の推進	人権週間での情報提供回数	B	男女共同参画センター
(3) 国際理解と協調	国際的な視野の醸成	国際的な視野の醸成	B	男女共同参画センター
			B	文化国際課
			B	生涯学習課
	在住外国人支援事業の実施	①外国人相談窓口の開設回数②日本語教室の参加者数③生活情報の提供言語数	A	文化国際課

## 2 互いの性を尊重する社会づくり

主な施策「(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援」の達成度に C 評価が多くなっています。コロナ禍の影響で、計画期間後半の事業が予定どおり実施できず、評価が難しかったことが主な理由となっています。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課	
(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	性に対する研修会等の開催	C	教育委員会総務課	
	妊産婦への健康支援の実施	届出時健康相談実施状況	B	子育て支援課	
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	検診受診率の向上		B	健康増進課
		HIV 検査の実施数		C	保健予防課
		「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉と内容の周知回数		C	男女共同参画センター
(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市 DV 防止基本計画)	DV 防止の意識づくり	相談カード等の配布枚数	B	男女共同参画センター	
	DV等に関する相談・支援体制の充実	相談員研修受講回数	A	男女共同参画センター	
	DV被害者支援関係機関の連携の強化	関係機関の担当者会議への出席回数	B	男女共同参画センター	
	女性の防御力の向上	護身術講座開催回数	B	男女共同参画センター	
	デート DV 対策	デート DV ミニ講座の開催回数	B	男女共同参画センター	
(6) 女性に対する暴力の根絶	女性に対する暴力防止の働きかけ	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	B	男女共同参画センター	
	セクシュアル・ハラスメント相談事業の充実	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報提供と相談窓口の周知	B	男女共同参画センター	
	男女平等の視点に立った情報教育の推進	ケータイ・インターネット教室の開催	A	青少年課	

## 基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし

### 3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

指標「審議会等における女性委員の割合」の達成度が C 評価となっています。市役所全体で女性委員の積極的な登用を呼びかけていますが、目標値には届いていません。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(7) 方針決定の場における女性の登用促進	審議会等への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	C	行政管理課
	市における女性管理職の登用促進	係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員	B	職員課
		市立小・中・特支・高・幼における女性管理職	B	学校教育課
(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用	女性人材発掘と育成	情報提供回数	B	男女共同参画センター
	地域リーダーへの女性の登用	女性を主たる構成員とする活動団体と連携した事業数	B	男女共同参画センター

### 4 女性が活躍する範囲の拡大

主な施策「(10) 様々な分野への女性の参画の推進」に C 評価が見られます。PTA 会長の女性の割合や女性消防団員数などが、目標値に達しませんでした。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課	
(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し	地域における制度・慣行の見直し	出前講座の実施回数	A	男女共同参画センター	
	市役所における制度・慣行の見直し	啓発実施	B	職員課	
	職員研修の実施	職員研修の実施回数	B	職員課	
B			男女共同参画センター		
(10) 様々な分野への女性の参画の推進	地域における男女共同参画の推進	自治会役員における女性の割合	C	生活課	
	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	女性 PTA 会長の割合	C	学校教育課	
		女性子ども会本部役員の割合	B	青少年課	
	防災・災害対応における男女共同参画	自主防災組織への女性の参画	B	防災危機管理課	
		防災に関する情報提供	女性消防団員数	B	男女共同参画センター
			C	消防局(総務課)	
観光分野における男女共同参画	ワーキンググループの女性の参加率	A	観光政策課		

## 基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

### 5 男女がいきいきと働ける環境の向上

全体に C 評価が見られます。コロナ禍の影響で、計画期間後半の事業が予定どおり実施できなかったことや、成果が目に見えにくく評価が難しかったことなどがその理由となっています。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(11) 職場における男女共同参画の推進	産業振興・社会貢献優良企業表彰の実施	表彰企業数	C	産業政策課
	公共調達における評価等	(評価等の) 実施	C	契約監理課
	男女共同参画の視点に立った職員の配置	個人の能力に応じた職域配置	A	職員課
	市・事業者への労働法等の情報提供	情報提供	C	産業政策課
情報提供回数		B	男女共同参画センター	
(12) 女性のチャレンジ支援	再就職支援	ジョブセンターまえばしの就職決定者数	A	産業政策課
	起業家支援	セミナー参加人数	C	産業政策課
(13) 農業分野への男女共同参画の推進	家族経営協定の促進	家族経営協定締結割合	B	農業委員会事務局
	農村女性活動の活性化支援	意見交換会等の回数	B	農政課
	農業起業家への支援	販売促進イベントや研修会等への参加回数	C	農政課

### 6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

指標「介護予防サポーター・認知症サポーター登録者数」が C 評価となっています。コロナ禍で介護予防サポーターの活動の場が減り、計画期間後半の成果が不透明でした。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援	多様な保育サービスの提供	実施箇所	A	子育て施設課
	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター登録会員数の利用件数	B	子育て施設課
	放課後児童クラブの拡充	放課後児童クラブ利用数	A	子育て施設課
	ハローベビークラス・プレママクラスの開催	ハローベビークラス・プレママクラス参加人数	B	子育て支援課

	子育て支援の充実及び男性の利用の促進	①地域子育て支援センター利用者数 ②元気保育園利用者数 ③認定こども園の子育て支援事業	B	子育て施設課
		乳幼児育児支援参加数	B	子育て支援課
		子育て支援井戸端会議回数	B	総合教育プラザ(幼児教育センター)
	子育て相談体制の充実及び男性の利用の促進	家庭児童相談・こども発達支援相談件数	B	子育て支援課
		相談対応における合意形成の割合	B	総合教育プラザ(幼児教育センター)
		教育相談同意できた割合	B	総合教育プラザ(特別支援教育室)
(15) すべての家庭に向けた介護支援	介護サービスの充実	介護基盤の整備量	B	長寿包括ケア課
	介護についての相談体制の充実	地域ケア会議の開催数	B	長寿包括ケア課
	地域支援事業の充実	介護予防サポーター・認知症サポーター登録者数	C	長寿包括ケア課
	障害のある人の介護者への生活支援	日中一時支援事業の延利用人数	B	障害福祉課

## 7 ゆとりある生活の推進

主な施策「(16) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進」にC評価が見られます。取組は行っていますが、成果が捉えにくいいため、評価が低くなっています。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(16) ワーク・ライフ・バランスの促進	両立支援対策	情報提供、働きかけの回数	B	男女共同参画センター
	男性の育児参加のための休暇の取得推進	休暇の取得率	C	職員課
	育児・介護休業法の制度活用	市の助成金の利用件数	C	産業政策課
	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	ワーク・ライフ・バランスの周知回数	B	男女共同参画センター
(17) 多様な活動への男女の参画促進	子育て・親子支援講座参加への促進	講座開催回数	B	生涯学習課
	市民ボランティア活動の促進支援	市民活動支援センターの登録団体数の増加	A	生活課

## 第3章 計画の構成と体系

---

# 1. まえばしの男女共同参画社会を実現するために

本市では、これまで第4次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現のため推進施策に取り組んできました。

本計画でも、これまでの取組を引き継ぐとともに、社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた新たな課題に対応することで、「市民一人ひとりが、お互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現」を目指し、平成15年3月に制定した「まえばし男女共同参画推進条例」に示す6つの基本理念に基づいて、男女共同参画を推進していきます。

## 目標

### まえばしの男女共同参画社会の実現

～ 市民一人ひとりが 性別にかかわらずお互いを大切に  
個性を輝かせて いきいきと暮らせる社会の実現 ～

#### 基本理念

##### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別をなくし、男女がともに、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

##### 2 家庭生活とその他の活動への参画と両立

男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、育児・介護などの家庭生活における活動と仕事や地域活動等が両立できるようにすることが必要です。

##### 3 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で、政策や方針の立案からその決定までのすべての意志決定の場に参画できるようにすることが必要です。

##### 4 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における自由な活動の選択が阻害されないよう、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。

##### 5 市と市民と事業者の協働による推進

男女共同参画の推進は、市と市民と事業者が相互に協力し、主体的に取り組むようにすることが必要です。

##### 6 国際社会の取組との協調

男女共同参画は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われることが必要です。

## 2. 基本方針

条例前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、前計画の施策を評価した上で重点化を図り、次の基本方針を設定します。

### 基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

あらゆる分野での女性の積極的な参画拡大に向け、政策・方針決定の場への女性参画や職場における男女共同参画を推進し、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりと意識啓発に取り組みます。

- 女性リーダーの人材育成に関するセミナー開催や情報提供を行い、政策や方針決定の場への女性の参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 職場において、性別にかかわらず、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境が整備されるよう働きかけを行います。

### 基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

暴力の根絶、人権及び多様性を尊重する環境づくり、生涯にわたる健康づくりへの支援、防災分野での男女共同参画など、安全・安心な暮らしの実現に向けた諸課題の解決に取り組みます。

- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援に向けた体制整備を計画的に行っていきます。また、女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。
- 人権を尊重し、性的少数者に関する理解を深め、多様性を認め合う社会づくりに努めます。また、国際理解を深め、在住外国人への支援等により多文化共生を進めます。
- 生涯を通じて、女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 防災・災害分野に男女共同参画の視点を取り入れます。

### 基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、積極的な情報発信や啓発活動を行うとともに、学校・地域における男女共同参画に関する教育・学習の充実等に取り組みます。

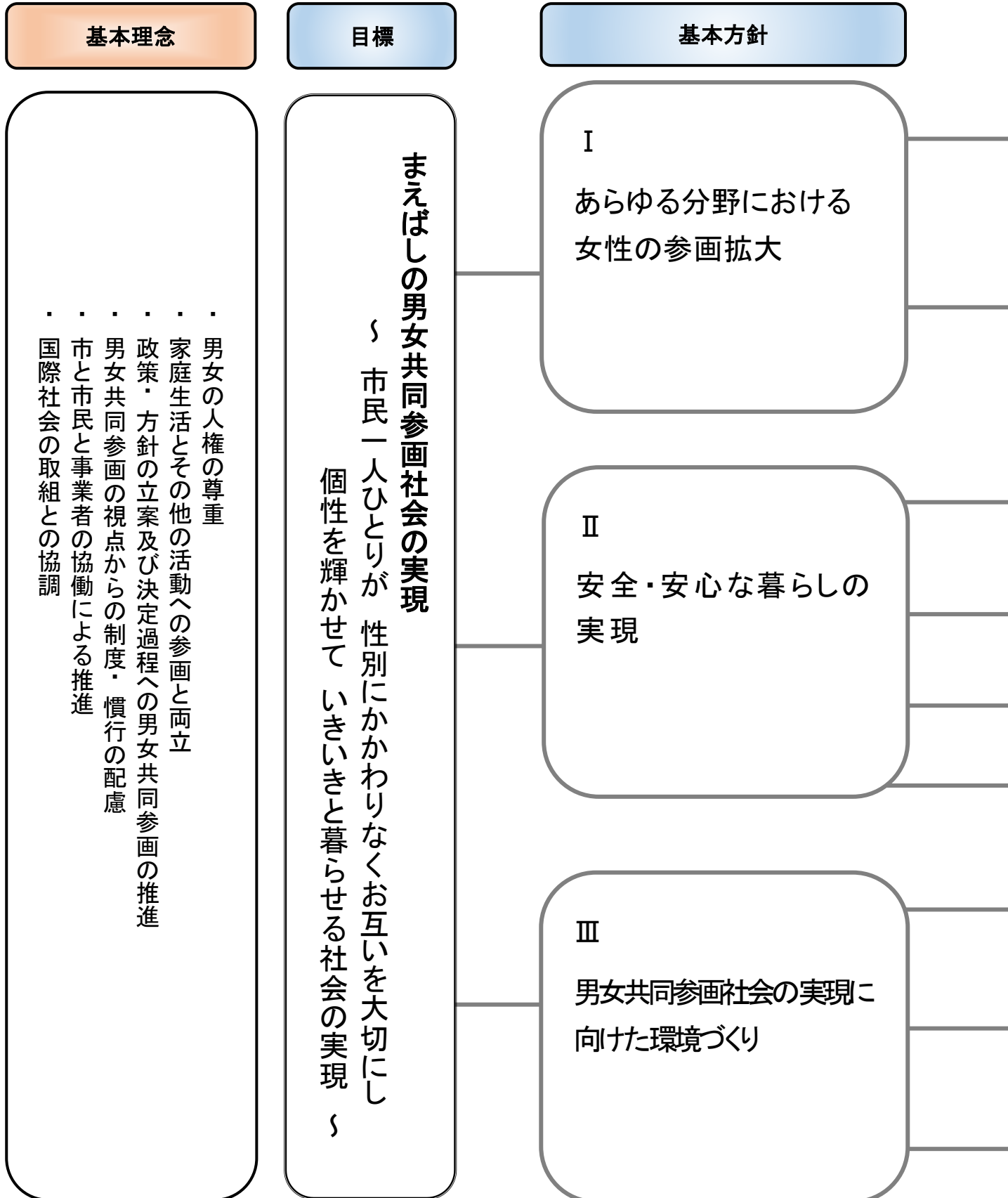
市民意識調査でニーズの高かった子育て支援については、安心して子育てができる環境づくりに努め、高齢者福祉・障害者福祉サービスの充実等についても社会全体で支え合える施策を推進します。



- 情報提供やセミナー開催などにより広く周知啓発を行い、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。
- 男女が協力し合い、安心して子育てができるよう、子育て支援施策を充実します。  
また、介護についても、家族、地域、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 家庭、学校、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援します。

### 3. 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。



重点テーマ	施策の方向性
1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 方針決定の場における女性の登用促進</li> <li>(2) 女性リーダーの発掘・育成・活用</li> </ul>
2 男女がいきいきと働ける環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 職場における男女共同参画の推進</li> <li>(4) 職場における活躍のための支援</li> <li>(5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進</li> </ul>
3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市DV防止基本計画)</li> <li>(7) 女性等に対する暴力の根絶</li> </ul>
4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 人権尊重・性的少数者の理解促進</li> <li>(9) 多文化共生の促進</li> </ul>
5 生涯にわたる健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進</li> </ul>
6 防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進</li> </ul>
7 固定的な性別役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ</li> </ul>
8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(13) 子育て家庭への支援</li> <li>(14) 介護者への支援</li> </ul>
9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(15) 学校教育における男女平等教育・学習の推進</li> <li>(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進</li> </ul>

## 重点テーマとSDGsの対応

目標	基本方針	重点テーマ	SDGs	
<p>まえばしの男女共同参画社会の実現</p> <p>く市民一人ひとりが性別にかかわらずなくお互いを大切にし個性を輝かせていきいきと暮らせる社会の実現く</p>	I	あらゆる分野における女性の参画拡大	<p>1 政策・方針決定の場への女性の参画推進</p> <p>8 持続可能な経済成長</p> <p>10 人権の平等を促す</p>	
		2 男女がいいきと働ける環境の向上	<p>8 持続可能な経済成長</p> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	
	II	安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>10 人権の平等を促す</p> <p>16 平和と公正をすべての人に</p>
			4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	<p>10 人権の平等を促す</p> <p>16 平和と公正をすべての人に</p>
			5 生涯にわたる健康づくりへの支援	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>1 貧困をなくそう</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>
			6 防災分野における男女共同参画の推進	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>
	III	男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7 固定的な性別役割分担意識の解消	<p>10 人権の平等を促す</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>
			8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>
			9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>10 人権の平等を促す</p>

## 第4章 施策の内容

---

# 基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

## 重点テーマ 1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

### 施策の方向性(1) 方針決定の場における女性の登用促進

#### 現状と課題

- 活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。政治、経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいるものの、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です（図表1）。

図表1 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合〈参考〉

政治	国会議員（衆議院）	9.9%
	国会議員（参議院）	23.0%
行政	本省課室長相当職以上の国家公務員	5.9%
	都道府県における本庁課長相当職以上の職員	12.2%
司法	裁判官	22.6%
	弁護士	19.1%
雇用	民間企業（100人以上）における管理職（部長相当職）	8.5%
	民間企業（101人以上）における管理職（課長相当職）	11.5%
教育	初等中等教育機関の教頭以上	21.8%

資料：令和3年版男女共同参画白書

- 本市では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を令和3年度末までに31%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、令和2年4月現在25.3%となっています（図表2）。審議会等への女性委員の選任については、これまで以上に積極的に取り組む必要があります。

また、本市の女性職員の割合が令和2年4月現在で32.3%に対し、係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合は27.6%のため、一層の推進が必要です。（図表3・4）

図表2 審議会等委員における女性の割合の推移

年度	実績値				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
審議会等における女性委員の割合	25.0%	25.5%	26.6%	26.0%	25.3%

資料：まえばしWindプラン2014 平成28～令和2年度実施状況報告

図表3 市職員における女性の割合の推移

年度	実績値（4月1日現在）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
女性職員の割合	29.8%	30.4%	31.1%	31.9%	32.3%
女性職員の人数	785	794	811	827	836
全職員数	2,635	2,616	2,606	2,596	2,586

資料：前橋の市政概要（平成28～令和2年度）

図表4 市管理職の女性比率の推移

年度	実績値（4月1日現在）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合	22.6%	23.4%	25.1%	26.7%	27.6%
係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の人数	184	191	208	221	235
係長相当職以上（副主幹以上）の職員数	815	816	828	829	851

資料：職員課

## 取組方針と具体的施策

◇市の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。

◇市職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

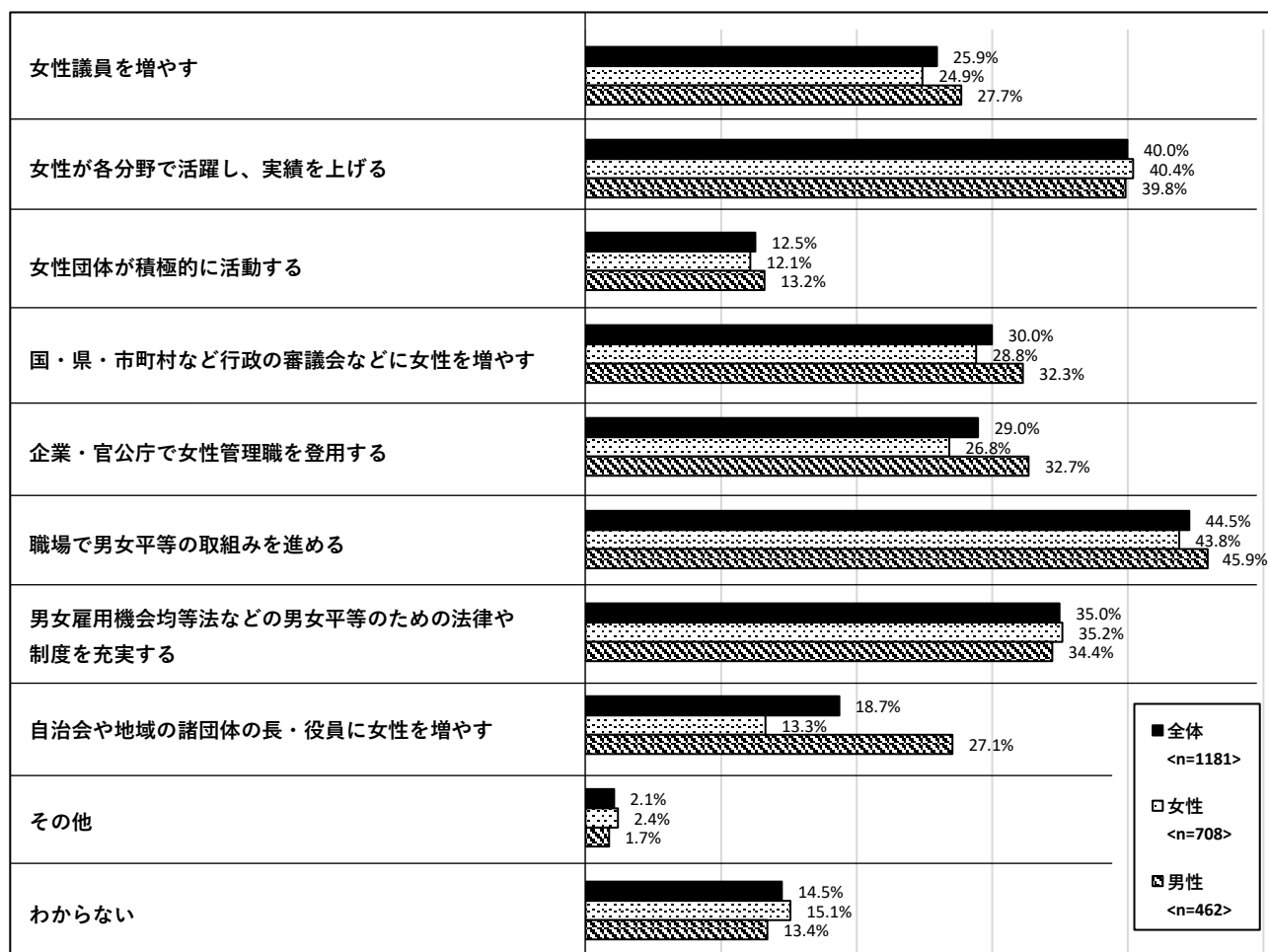
	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
1	審議会等への女性の登用促進	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	審議会等における女性委員の割合	25.3%	40%以上 60%以下	行政管理課
2	市における女性管理職の登用促進	市職員には、積極的に副主幹への登用を希望するよう周知します。 学校においては、管理職適任者へ積極的に選考審査を受検するよう周知します。	①係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合 ②課長相当職以上（副参事以上）の女性職員の割合	①27.6% ②10.1%	①35%以上 ②13%以上	職員課
			市立小・中・特支・高・幼における女性管理職の割合	校長 16.7% 教頭 25.0%	校長 20.0% 教頭 27.0%	学校教育課

## 施策の方向性(2) 女性リーダーの発掘・育成・活用

### 現状と課題

■市民意識調査では、「方針決定への女性の参画を進めるために大切なこと」の第1位は「職場で男女平等の取組を進める」(44.5%)、次いで「女性が各分野で活躍し、実績を上げる」(40.0%)でした。女性が実績を上げるためにも、女性が活躍しにくい社会のしくみを改める必要があります。

図表5 女性の社会参画で大切なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）

### 取組方針と具体的施策

◇リーダーとなる女性が育成される環境づくりを推進します。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
3	女性の人材育成と参画拡大に向けた情報提供	女性の参加意欲の向上を図るための意識啓発を行い、女性リーダーの活躍の場を提供します。	情報提供回数	4回	5回	男女共同参画センター



## 重点テーマ 2 男女がいきいきと働ける環境の向上

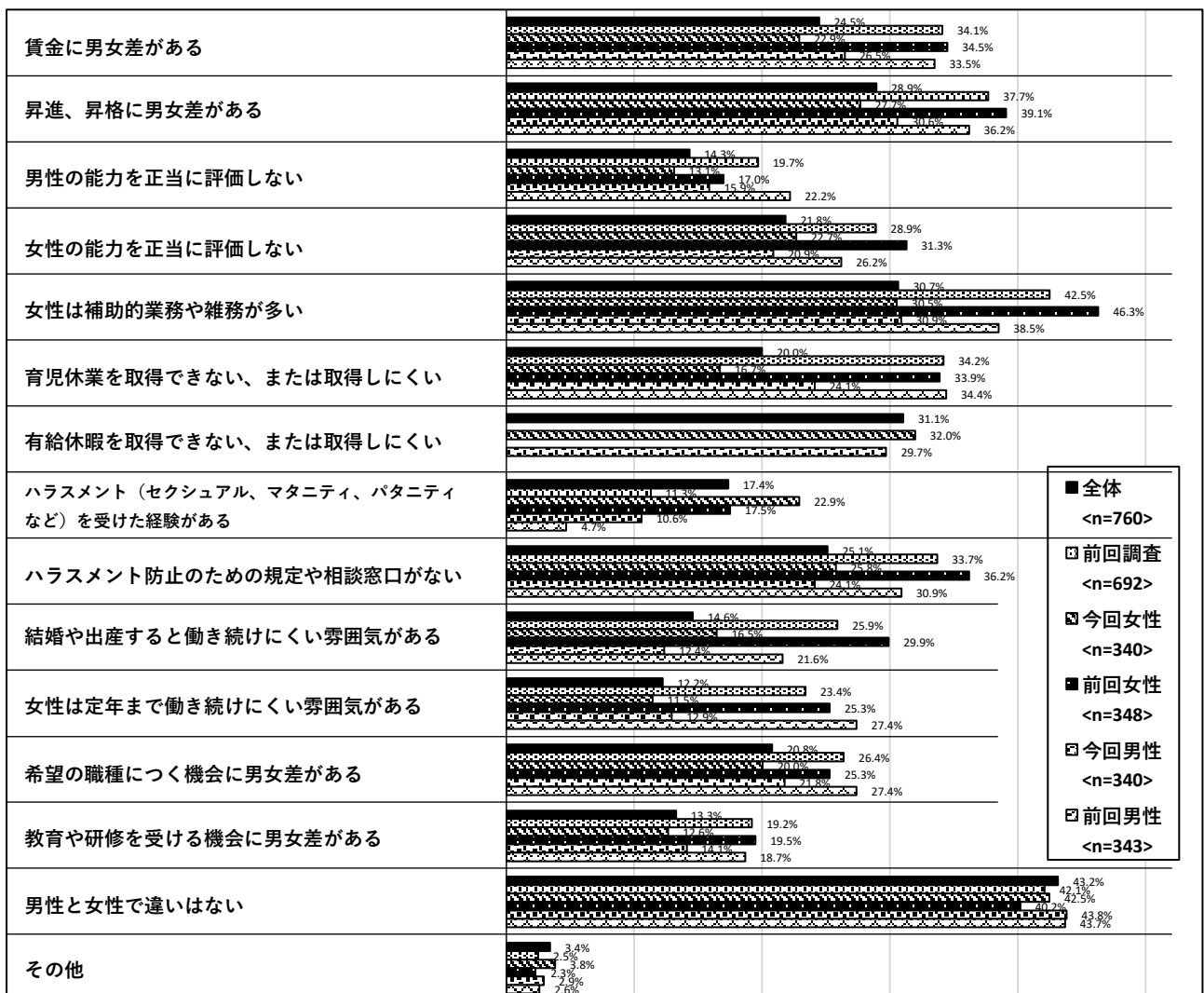
### 施策の方向性 (3) 職場における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

■ 市民意識調査では、【職場】で男女が「平等」とあるとの回答は 24.0%にとどまり、“男性優遇”が 56.0%と半数を超え、男性優遇が根強いことがわかりました。

どのようなところに男女の差があるかを質問したところ、「男性と女性で違いはない」が 43.2%と最多でしたが、前回調査からは 1.1 ポイント下がりました。(図表6)。性別で見ると、女性が上回る項目は「ハラスメント(セクシュアル、マタニティ、パタニティなど)を受けた経験がある」で、男性より 12.3 ポイント多くなっています。また、男性が上回るのは「育児休暇を取得できない。または取得しにくい」で、女性より 7.4 ポイント多くなっており、職場での課題を表しています。

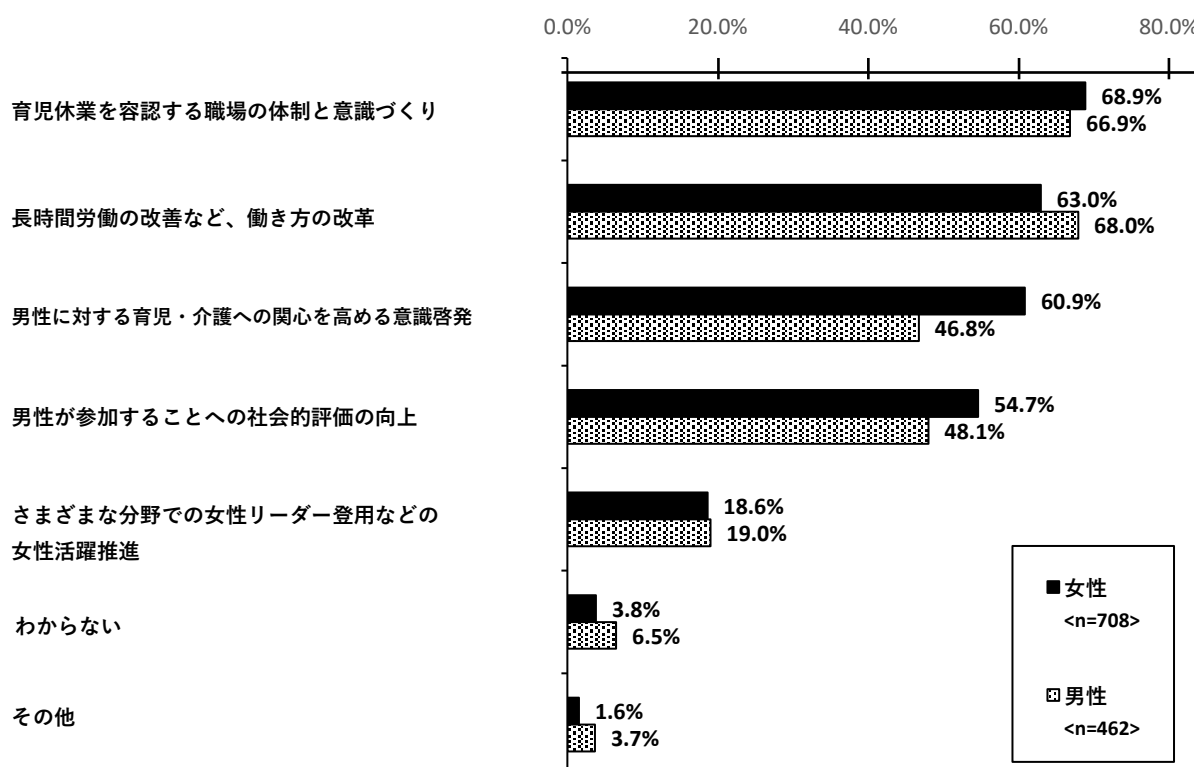
図表6 職場での男女差について(現在働いている人への質問)



資料：市民意識調査(令和2年度)

■市民意識調査では、男性の育児休業・介護休業の取得について、女性、男性ともに「賛成」が最も高く、「どちらかといえば賛成」を合わせると8割を超えます。男性の育児・介護への参画に必要なことについて、女性は「育児休業を容認する職場の体制と意識づくり」の68.9%が最も高く、次いで「長時間労働の改善など、働き方の改革」が63.0%となっています。男性は「長時間労働の改善など、働き方の改革」の68.0%が最も高く、次いで「育児休業を容認する職場の体制と意識づくり」が66.9%となっています。（図表7）

図表7 男性の参画に必要なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）

### 取組方針と具体的施策

◇職場における男女共同参画の推進を図ります。

◇様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、市の施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点の浸透を図ります。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
4	公共調達における評価等	市の入札に参加を希望する業者の男女共同参画に対する取組を評価します。	(評価等の)実施	実施	実施	契約監理課
5	男女共同参画の視点に立った職員の配置	市の組織において男女共同参画の視点に立った職員の配置を行います。	個人の能力に応じた職域配置	適材適所の配置を原則に、職域の拡大を推進した	実施	職員課

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
6	職員研修の実施	市職員への男女共同参画に関する研修を行います。	職員研修の実施回数	4 回	2回以上	職員課
		男女共同参画に関する意識向上のため、市職員を対象に研修を行います。	職員研修の実施回数	2 回	3 回	男女共同参画センター
7	男性の育児参加のための休暇の取得促進	各種制度の周知を図り、男性職員の育児参加のための休暇の取得を促進します。	休暇の取得率	31.2%	90%	職員課
8	各種ハラスメントの防止に向けた周知・啓発	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止について周知啓発を行います。	各種ハラスメント防止に向けた情報提供回数	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報提供と相談窓口の周知回数 13回	15 回	男女共同参画センター

## 施策の方向性（４） 職場における活躍のための支援

### 現状と課題

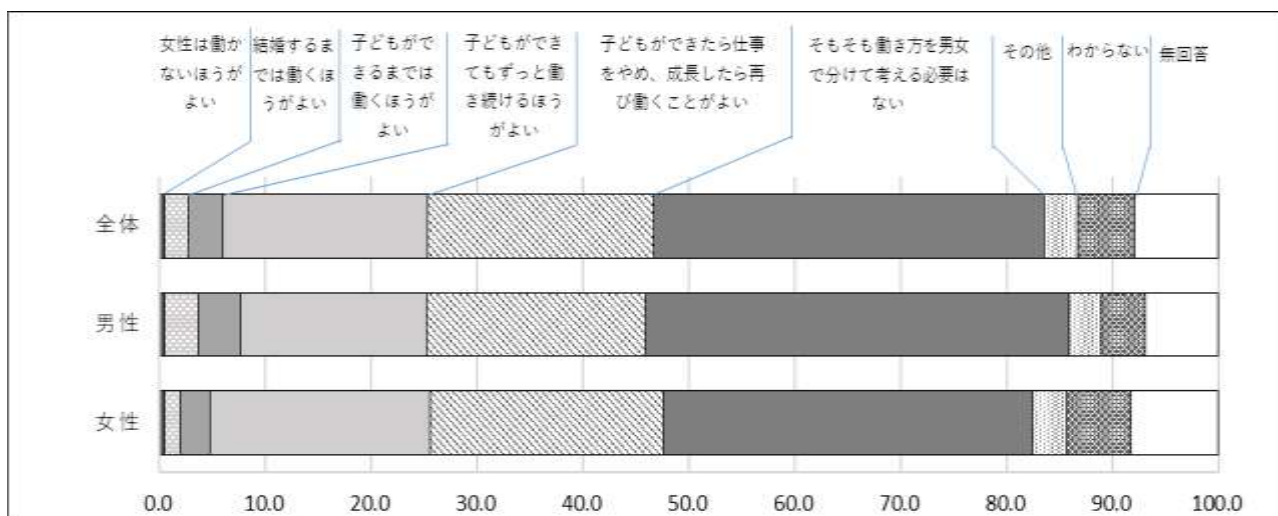
■本市の女性の労働力率について、近年 20 歳代後半以降の女性の労働力率は増加しており、M字の底が浅くなっています。また、有配偶女性の労働力率を同様に比べると、全体に労働力率が増加しました。

一般的に女性が職業を持つことについて、市民意識調査では「そもそも働き方を男女で分けて考える必要はない」との回答が最も多くなっており、次いで「子どもができれば仕事をやめ、成長したら再び働くことがよい」となっています。「子どもができてもずっと働き続けるほうがよい」は女性が男性を上回ります。（図表 8）

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要となっています。

平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び事業主の責務が明らかにされるとともに、女性の職業生活に関する機会の積極的な提供などが求められています。

図表 8 女性が働くことについて



資料：市民意識調査（令和 2 年度）

### 取組方針と具体的施策

◇職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けたチャレンジを支援します。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
9	再就職支援	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催します。	ジョブセンターまえばしの就職決定者数	462 人	600 人	産業政策課
10	女性活躍を推進するための支援	国の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）を受け、「まえばし女性活躍推進計画」を策定し、産業振興に係る取り組みと併せて女性の活躍推進の取り組みを行います。	女性活躍推進のためのセミナー等の開催回数	1 回	3 回	産業政策課
11	仕事と家庭の両立のための環境整備	育児・介護をしながらでも就業できるような支援や、ワークライフバランスの推進により、女性を含めたすべての人が働きやすい環境を整備していきます。	両立支援のための情報提供回数	1 回	5 回	産業政策課

## 施策の方向性(5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進

### 現状と課題

■国の農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化」を推進することが必要であるといわれています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農林水産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。

農林水産業や商工業等で自営業に従事する女性が、実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていくことはもちろんのこと、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが必要です。

■全国有数の豚肉産出額を誇る本市は、地域固有の観光資源として赤城山の自然や歴史・文化等に注目しています。観光関係の業者等が設立した「ようこそまえばしを進める会」を中心に「TONTONのまちまえばし」が進められており、市は活動を支援していますが、今後は女性の積極的な参加が一層求められています。

### 取組方針と具体的施策

◇農業に従事する女性や観光分野に関わる女性が、やりがいをもって能力と個性を発揮できる環境を整えます。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
12	家族経営協定の促進	農業に従事する女性の地位向上や世帯員各個人の意欲増進を図るために家族経営協定の促進を図ります。	家族経営協定締結割合	28.6% 363戸	33.5% 425戸	農業委員会事務局
13	農村女性活動の活性化支援	女性農業団体との意見交換会や積極的な情報発信を行うなど、女性団体のネットワーク化について支援していきます。	意見交換会等の回数	3回	6回	農政課
14	農業起業家への支援	女性の社会参画に向けた啓発や農林水産物の加工等による起業について支援を行います。	販売促進イベントや研修会、補助事業等での女性の参画機会提供数	5回	10回	農政課
15	観光分野における男女共同参画	新しい観光都市としての前橋づくりに取り組み、観光サービスを提供していく「ようこそまえばしを進める会」への女性の参画を促進します。	ワーキンググループの女性の参加率	40.0%	45.0%	観光政策課

## 基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

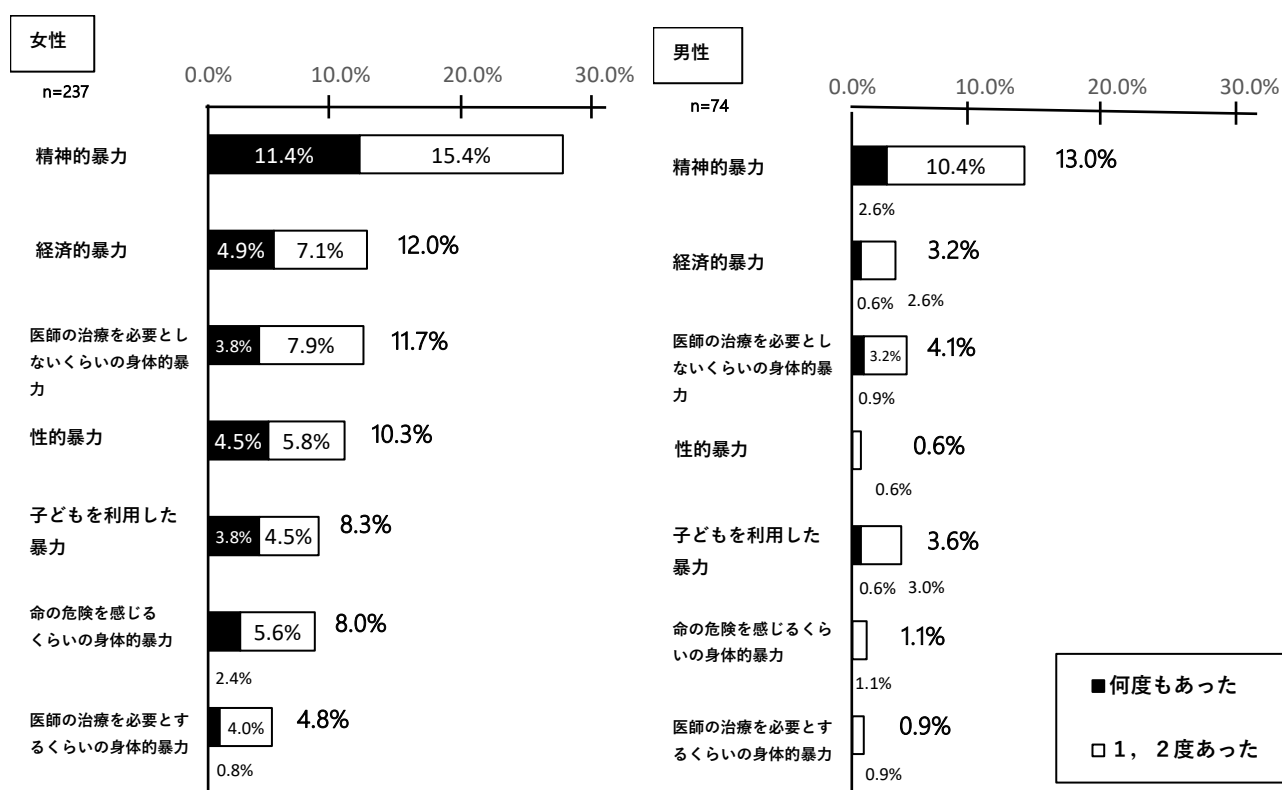
### 重点テーマ 3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

#### 施策の方向性(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画)

##### 現状と課題

■市民意識調査から、配偶者や交際相手などからの暴力被害の経験について、「命の危険を感じるくらいの身体的暴力(なぐる、けるなど)」を受けたことがある女性は、女性回答者の8.0%となっており、すべての項目で女性の回答が上回っています(図表9)。配偶者や交際相手などからの暴力は女性の被害が圧倒的に多いことがわかります。

図表9 配偶者や交際相手などからの暴力被害の経験



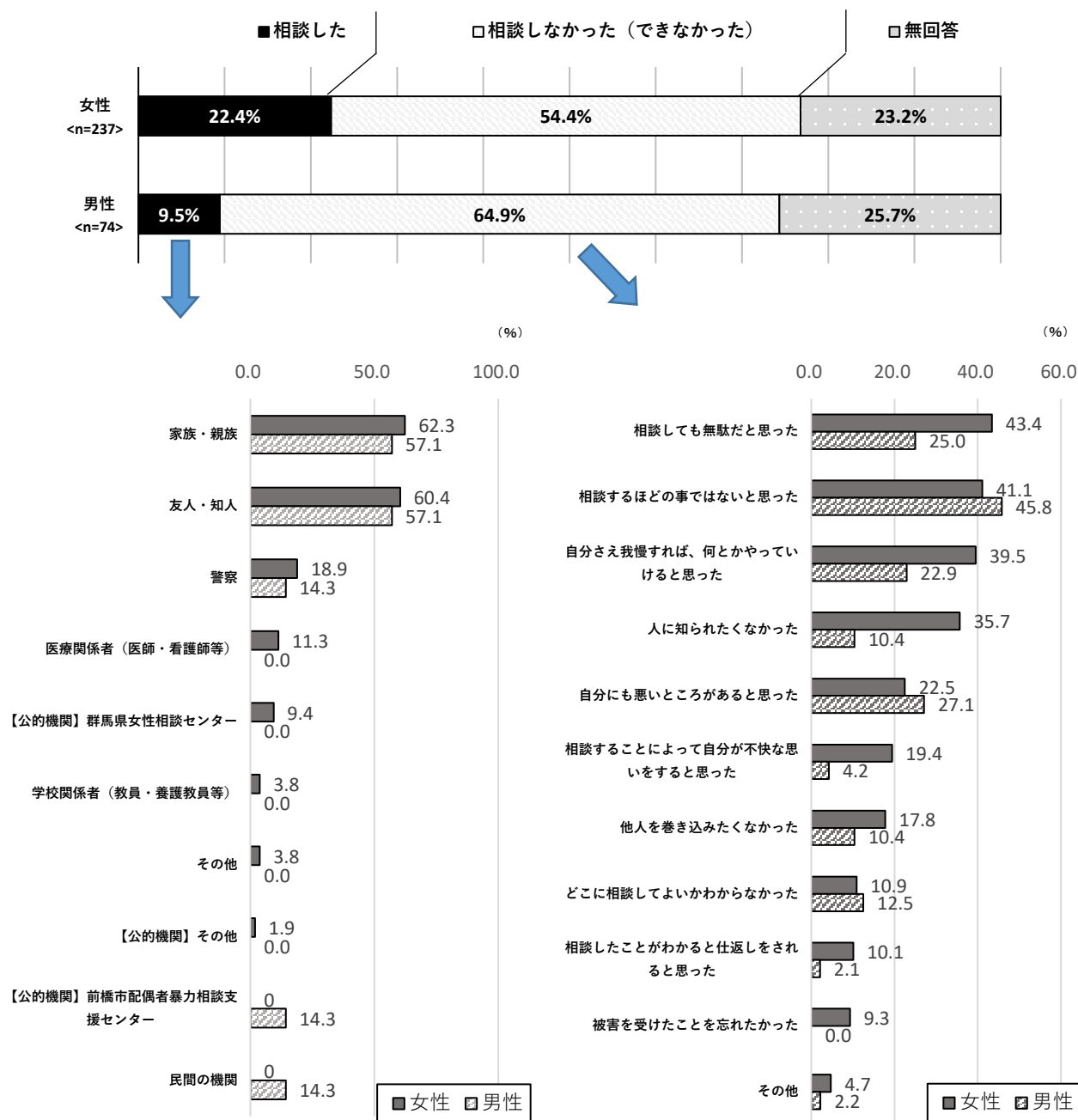
資料：市民意識調査(令和2年)

■暴力を受けた時の相談先については、「相談した」は女性で22.4%、男性で9.5%にとどまり、多くの方が被害にあっても相談しておらず、相談した人も相談先は「家族・親族」や「友人・知人」が圧倒的に多くなっています。相談先は「警察」「学校」「公的機関」と続きますが、公的機関に相談する人は少ないことがわかります。相談しなかった理由について、「相談

しても無駄だと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」「自分さえ我慢すれば、何とかやっているとあったから」という回答が多くなっています（図表 10）。

このように被害者が相談しないのは、配偶者や交際相手などからの暴力が重大な人権侵害であるという意識が低いことや、被害者の無力感、自己否定感が要因と考えられます。また、公的機関等へ相談したという回答が少ないことや、相談しなかった理由として「どこに相談してよいかわからなかったから」とする回答がみられることから、相談機関についてさらにPRが必要です。

図表 10 暴力を受けた時の相談状況・相談先・相談しなかった理由

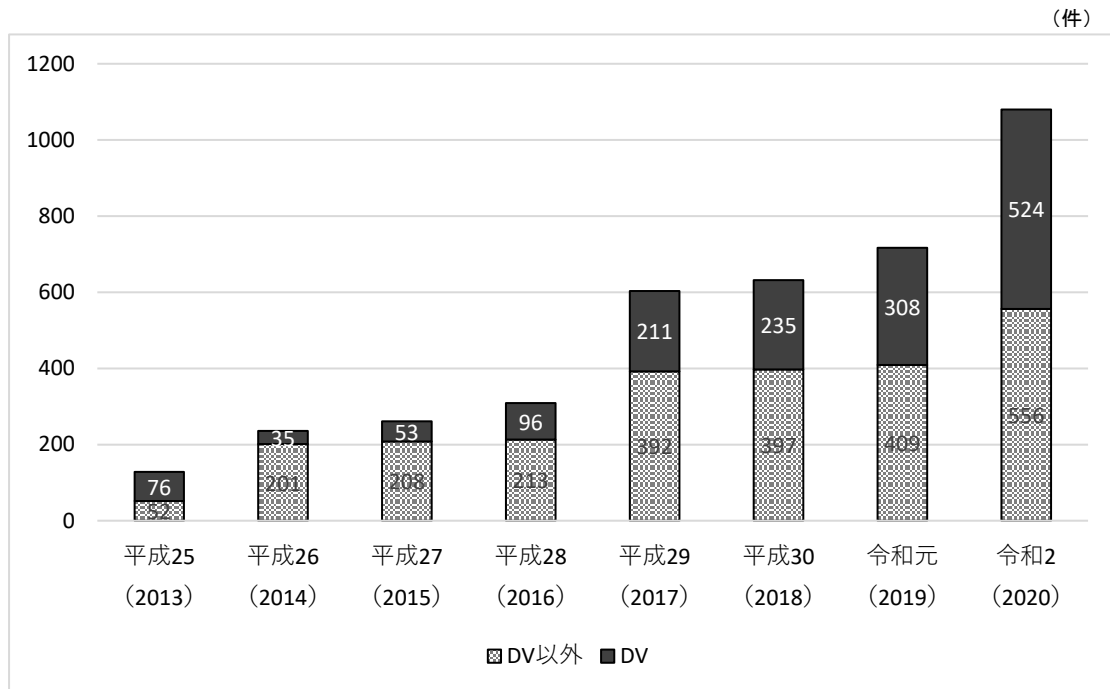


資料：市民意識調査（令和2年度）



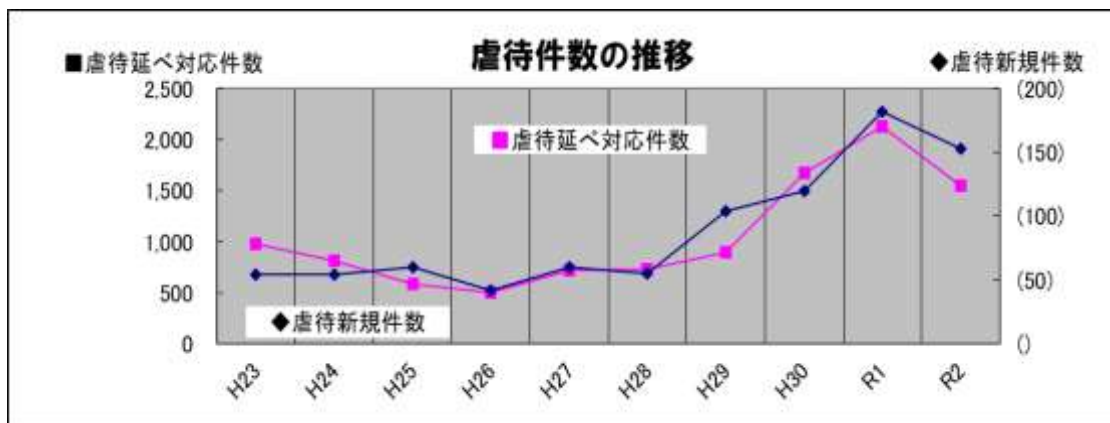
■市では、平成 29（2017）年 4 月 1 日から「前橋市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV に関する相談・支援体制の強化を図っています。相談件数は年々増加し、内容も複雑化しています（図表 11）。近年、DV と児童虐待との関連性も強く指摘されており、関係機関と連携した対策が求められます。

図表 11 相談件数の推移



資料：男女共同参画センター

図表 12 児童虐待相談件数の推移



資料：子育て支援課

## 取組方針と具体的施策

◇配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
16	D V 相談窓口の周知	D V 防止に関する情報提供を行います。	D V 相 談 窓口の周知 回数	相談カード 配布枚数 2,200 枚	14 回	男女共同 参画セン ター
17	D V 等に関する相 談・支援体制の充 実	適切な対応が図れる相談体 制の充実を図るとともに、相談 員の資質の向上に努めます。	相談員研修 受講回数	17 回	18 回	男女共同 参画セン ター
18	D V 被害者支援関 係機関との連携強 化	各分野にわたる関係機関で 認識や情報を共有し、適切な支 援ができるよう連携体制を強 化します。	関係機関の 会議での情 報共有回数	3 回	4回以上	男女共同 参画セン ター
19	デートD V 防止対 策	デートD V 防止に関する情 報提供及び防止に向けた働き かけを行います。	デート D V に関する理 解度 (受講者アン ケート結果)	R2 未実施 R1 97%	98%以上	男女共同 参画セン ター
20	D V に関する各種 施策と児童虐待防 止対策との連携強 化	令和元年6月にD V 防止法 の一部改正を含む「児童虐待防 止対策の強化を図るための児 童福祉法等の一部を改正する 法律」が公布されたことに伴 い、児童虐待防止対策との一層 の連携強化を図ります。	児童虐待防 止関係部署 との情報共 有回数	12 回	13 回以上	男女共同 参画セン ター

## 施策の方向性（7）女性等に対する暴力の根絶

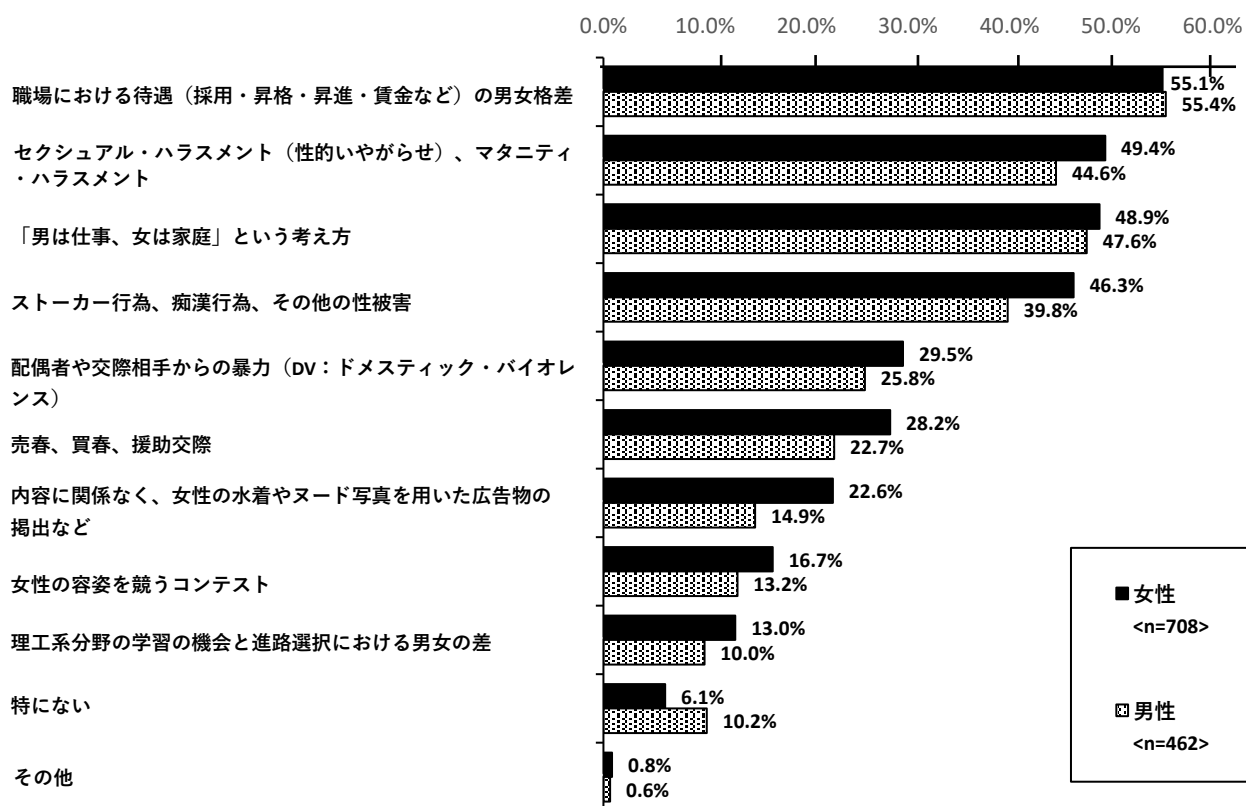
### 現状と課題

■女性等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性等に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正や意識改革が欠かせません。

市民意識調査では、女性の人権が尊重されていないと感じることは、男女とも「職場における待遇（採用・昇格・昇進・賃金など）の男女格差」が最も多くなっています。女性に絞って見ると「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、マタニティ・ハラスメント」「男は仕事、女は家庭」という考え方「ストーカー行為、痴漢行為、その他の性被害」の割合が4割を超えています（図表 13）。

全体に、男性より女性のほうが女性の人権が尊重されていないと感じる割合が高く、逆に「特にない」と感じる男性は女性より多くなっており、女性の人権に対する男性の認識が低いことがうかがえます。

図表 13 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：市民意識調査（令和2年）

■群馬県内のストーカーや配偶者からの暴力（DV）の事案認知件数は若干減少しているものの（図表 14）、ストーカーや配偶者からの暴力（DV）被害は引続き深刻な問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。女性等に対するあらゆる暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図ることが必要です。

図表 14 群馬県内のストーカー・配偶者からの暴力(DV)相談件数<参考>

(件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ストーカー	356	326	283	213	278
配偶者からの暴力(DV)	914	881	789	860	882

資料：群馬県警察 群馬県の治安情勢（令和 3 年度版）

## 取組方針と具体的な施策

◇女性等に対するあらゆる暴力をなくすための意識づくりや情報提供に取り組みます。

	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
21	女性に対する暴力防止の働きかけ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的に広報紙や HP を通じて周知し、暴力防止に向けた意識づくりに取り組みます。	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	4 回	5 回以上	男女共同参画センター
22	性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策推進	性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策として相談窓口等の周知啓発に努めます。また、犯罪被害から身を護るための実践的な学習機会を提供します。	護身術講座開催回数	2 回	3 回	男女共同参画センター

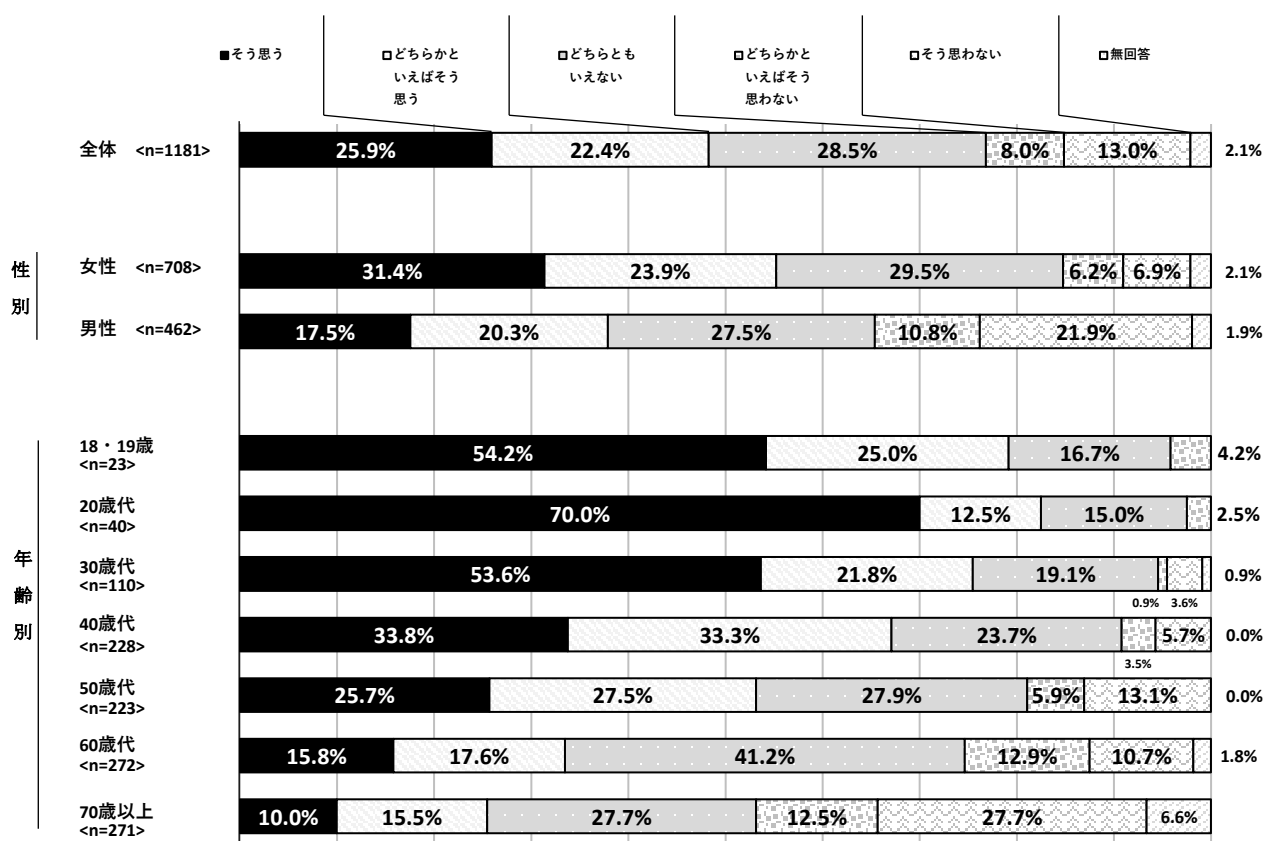
## 重点テーマ 4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり

### 施策の方向性(8) 人権尊重・性的少数者の理解促進

#### 現状と課題

- 市民意識調査では、「同性同士の結婚も社会的に認められるべきである」という項目について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は全体で 48.3%であり、半数近くの方が認められるべきと考えています。女性のほうが割合が高く（女性 55.3%、男性 37.8%）、年代別に見ると 10～30 歳代では7割以上が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えているのに対し、70 歳以上では 25.5%にとどまっています。
- 近年、LGBT（性的少数者）についての社会的認知が進みつつあり、こうした人々への理解がこれまで以上に求められています。人権や男女共同参画の観点から、LGBT（性的少数者）への理解が促進されるよう、取組を行っていきます。

図表 15 「同性同士の結婚も社会的に認められるべきである」について



## 取組方針と具体的施策

◇すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の普及推進に努めます。

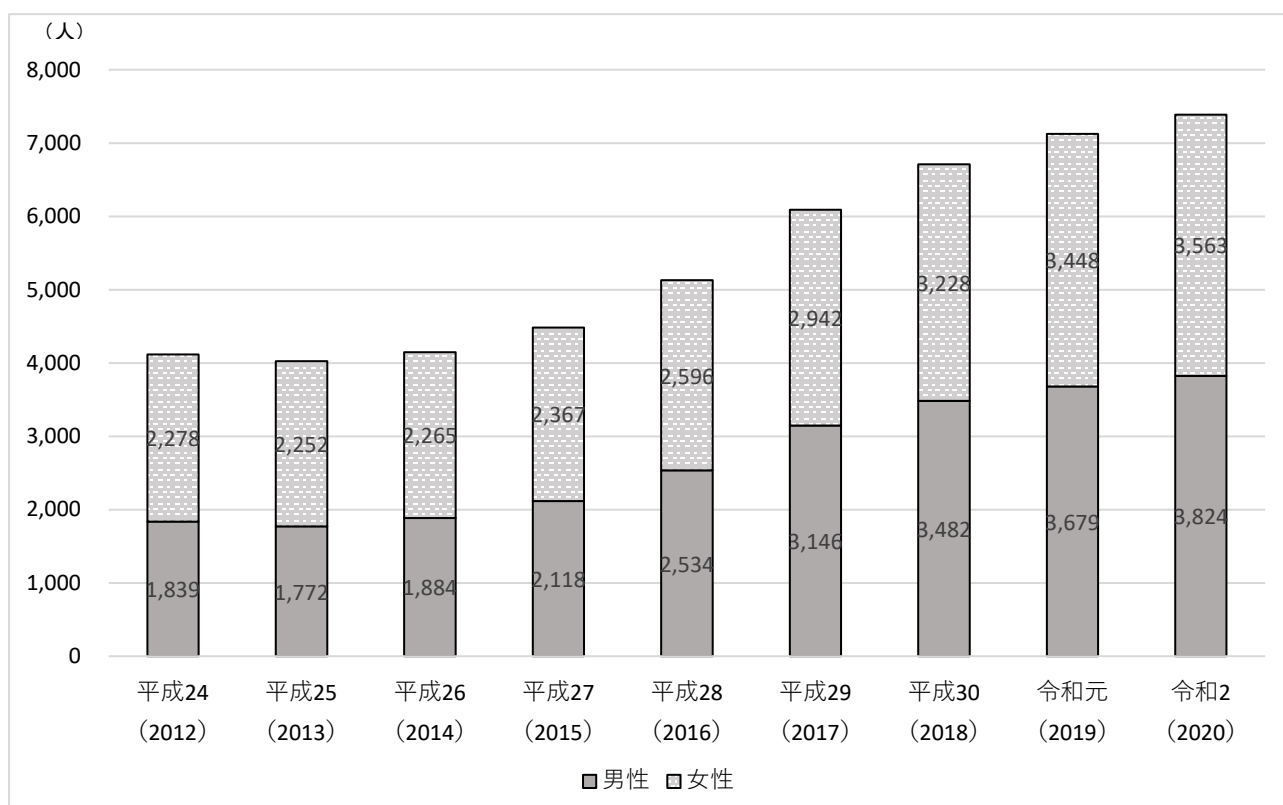
	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
23	人権尊重における 男女共同参画の取 組	市の各所管部署において実施する人権教育等において、男女共同参画に関する情報提供を図るとともに、効果的な取組に向けた働きかけを行います。	情報提供回数	1 回	2 回	男女共同参画センター
24	性的少数者への理 解の促進	LGBTなど性的少数者の人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行い、理解の促進を図ります。	LGBT の理解度（講習会等実施時におけるアンケート結果）	—	80%以上	生活課

## 施策の方向性(9) 多文化共生の促進

### 現状と課題

- 国際化の進展により本市も外国人が増加してきており、令和元年には7,000人を超え(図表16)、国籍も様々です。こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。そのために、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めるとともに、国際的取組などの情報収集及び提供に努める必要があります。
- 在住外国人が言語や風俗、習慣等の違いから、日常生活で困ることのないよう安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 16 前橋市の外国人の推移



資料：群馬県市町村別外国人住民数・人口及び世帯数(令和2年)

## 取組方針と具体的施策

◇異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進し、国際的な人権意識の向上に努めます。

◇外国人市民が、言葉や生活習慣の壁により生活に支障を来さないよう支援します。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
25	国際的な視野の醸成	男女共同参画に関する国際的取組などの情報提供を行うとともに、市民が国際的視野を持つことを支援します。	国際理解講座及び各国料理教室の開催回数	7回	10回	文化国際課
			国際理解及び国際交流事業実施回数	1回 (117人)	5回	生涯学習課
26	在住外国人支援事業等の実施	外国語による相談、日本語教室の開講、生活情報の提供等を行い、外国籍市民の生活を支援します。	①外国人相談窓口の開設回数 ②日本語教室の参加者数 ③生活情報の提供言語数	①週2回 ②128人 ③6か国語	①週2回 ②250人 ③6か国語	文化国際課



## 重点テーマ 5 生涯にわたる健康づくりへの支援

### 施策の方向性(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進

#### 現状と課題

- 女性も男性も、互いの性を十分に理解し合い尊重し合って生きていくことは男女共同参画社会を形成していく上で大事なことです。特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。  
なお、市民意識調査によると、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の認知度は10%にも届かず、低い水準となっています。
- 全国的にみても、子宮頸がんや乳がんの検診受診率は低く、本市においても他のがん検診に比べ、これらの受診率は低率です（図表17）。
- 母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっています。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。

図表 17 がん検診の受診率の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
子宮頸がん	15.2%	15.5%	12.4%
乳がん	16.6%	17.1%	13.3%
胃がん	17.2%	17.0%	13.2%
大腸がん	20.4%	20.4%	16.8%
肺がん	23.4%	23.6%	19.3%
前立腺がん	22.9%	22.8%	18.9%

※対象者は市内に居住する40歳以上の人。ただし子宮頸がん検診にあっては20歳以上の女性、乳がん（甲状腺）検診にあっては40歳以上の女性、前立腺がん検診にあっては50歳以上の男性

資料：前橋の市政概要（令和元～3年度）

## 取組方針と具体的施策

◇ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。

◇母性機能の重要性を伝えながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

	具体的な施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
27	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	特別活動、保健教育を中心に教育活動全般において心の教育・性教育を推進します。	性に対する研修会等の開催	0回	1回	教育委員会総務課
28	妊産婦への健康支援の実施	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業や妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査助成事業を推進するとともに、不妊・不育治療費助成事業を行います。 また、産後の支援事業の充実も図ります。	届出時健康相談実施状況	100%	100%	子育て支援課
29	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	生涯を通じた女性の健康支援のため、子宮頸がん・乳がん検診を行います。	検診受診率の向上 ①子宮頸がん ②乳がん	※ ①24.0% ②28.5%	①30% ②30%	健康増進課
		エイズ・性感染症に関する啓発活動・HIV検査を実施します。	HIV検査の実施数	0%	予約可能数の80%	保健予防課
		性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、情報提供を行います。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解促進の働きかけの回数	1回	3回	男女共同参画センター

※「地域保健報告」（厚生労働省）に報告している数値。

受診率の算定対象年齢を74歳までとして計算しています。

受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100

## 重点テーマ 6 防災分野における男女共同参画の推進

### 施策の方向性(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

■防災の分野では、東日本大震災や熊本地震などで明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なために避難所の運営などに支障が生じたケースがみられたことから、防災・復興に関する意思決定への女性参画の必要性が指摘されています。

男女それぞれが災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災や災害に強い社会の実現にとって不可欠です。

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月内閣府)等に基づき、防災・危機管理担当部局と男女共同参画センターが連携し、平常時から備えていくことが大切です。現在、市においても、指定避難所に女性用更衣室や授乳スペースなど女性専用スペースの設置と生理用品などの女性専用品の備蓄が進められていますが、今後さらに地域の自主防災組織などへの女性参画を強力に推進していく必要があります。

図表 18 防災会議に占める女性の割合(令和2年4月1日現在)

〈都道府県防災会議〉

	委員総数(人)		女性割合(%)
		うち女性(人)	
全国	2,932	471	16.1
群馬県	48	6	12.5

〈市町村防災会議〉

	委員総数(人)		女性割合(%)
		うち女性(人)	
前橋市	33	5	15.2

資料:「災害対応力を強化する女性の視点」実践プログラム手引書(内閣府)

## 取組方針と具体的施策

◇男女共同参画の視点に立って防災体制を整備します。

◇平常時から、男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する情報提供・啓発を行います。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
30	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	<p>全自治会へ送付する防災訓練意向調査、防災週間等の広報まえばし、自主防災リーダー研修会時に避難所等における女性配慮や男女共同参画の視点に立った取り組みや自主防災活動への女性参加を促す情報を掲載し、自主防災活動への女性の参画を促す。</p>	自主防災活動への女性の参画を促す情報の提供	1回	3回	防災危機管理課
		<p>各種イベントにてPRブースを出展し、入団促進を図ります。</p> <p>全国女性消防団員活性化大会への参加を促し、研修及び意見交換を行います。</p> <p>市内大学と連携し、学生女性消防団員の入団促進を図ります。</p> <p>本市消防団の公式SNSを活用し、在籍している女性消防団員を取り上げてPR活動を行い、女性の入団促進を図っていきます。</p>	女性消防団員数	19人	25人	消防局（総務課）
31	男女共同参画の視点による防災・災害対応の情報提供	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応について情報提供を行います。	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応に関する情報提供	2回	3回	男女共同参画センター

## 基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

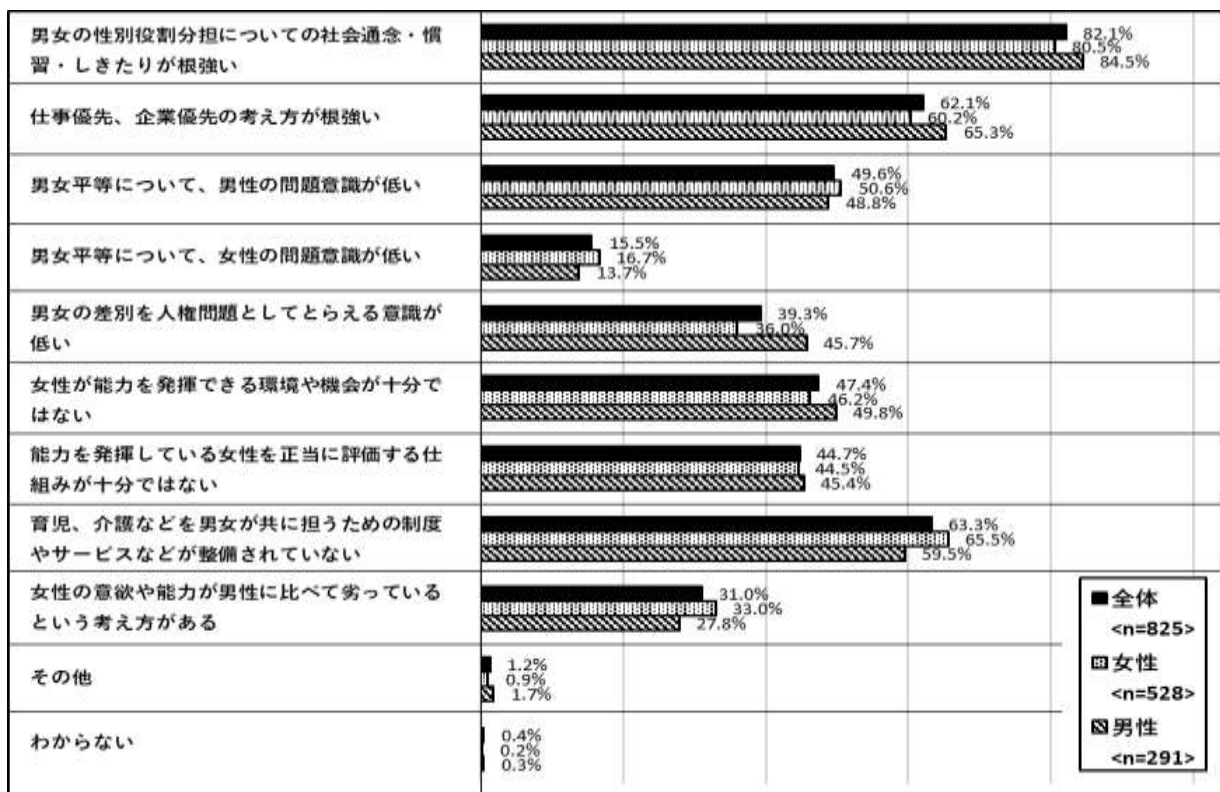
### 重点テーマ 7 固定的な性別役割分担意識の解消

#### 施策の方向性(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ

##### 現状と課題

- 市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っており、特に男性で根強いことがうかがえます。男性に対する働きかけを工夫し、「男女共同参画は、個人に特定の生き方を押しつけるものではなく、女性のみならず男性についても生き方の幅を広げるものである」ということを理解できるようにすることが大切です。
- 社会全体で男性が優遇されていると感じている（“男性優遇”）市民は 69.9%にもものぼりますが、社会で男性が優遇されている原因として、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が女性 80.5%、男性 84.5%と男女ともに第1位にあがりました（図表 19）。社会通念・慣習・しきたりなどで“男性優遇”とする市民は、前回調査より増え、男女とも 70%を超えています。家庭生活や職場と比べても男性優遇感が強い分野といえます。

図表 19 社会で男性が優遇されている原因



資料：市民意識調査（令和2年）

なお、社会で男性が優遇されている原因について、男性の第2位は「仕事優先、企業中心の考え方が根強い」（女性 60.2%，男性 65.3%）となっていることから（図表 19）、市民や事業者に対し、固定的な性別役割分業や企業中心の考え方を見直す機会を提供するなど、働きかけを行う必要があります。

## 取組方針と具体的施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供に取り組みます。

◇性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
32	情報誌・リーフレット等による情報提供	今日的テーマを捉えながら、男女共同参画に関する情報提供を行います。	①情報誌「新樹」の発行部数 ②「新樹」を活用した情報提供回数	①149,500部 ②1回	①3,000部 ②6回	男女共同参画センター
33	男女共同参画週間行事の実施	公共施設でのパネル展示や広報紙・ホームページ等に記事を掲載し、集中的に情報提供を行います。また、アンケートを実施し、市民の男女共同参画に関する意識を把握します。	「男女共同参画社会」という用語に対する市民の認知度	48.9% (R2 市民意識調査結果)	70%	男女共同参画センター
34	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	各課広報連絡員周知回数	1回	1回	秘書広報課
			男女共同参画に関する表現の周知回数	2回	3回	男女共同参画センター
35	男女共同参画に関するセミナー等の実施	男女共同参画に対する市民の関心と理解を高めるため、セミナー等の開催により、学習機会の場を提供します。	セミナーの満足度（受講後アンケートを実施し、「大変よかった」「よかった」の合計）	セミナー受講者数 84人	90%	男女共同参画センター
36	ジェンダー平等の推進に関する啓発及び情報発信	ジェンダーに関する出前講座等により、市民に学習機会を提供します。 また、男女共同参画に関する意識やニーズを把握するため、市民意識調査を行います。	受講者アンケート満足度	ジェンダーに関する出前講座開催回数 1回	100%	男女共同参画センター

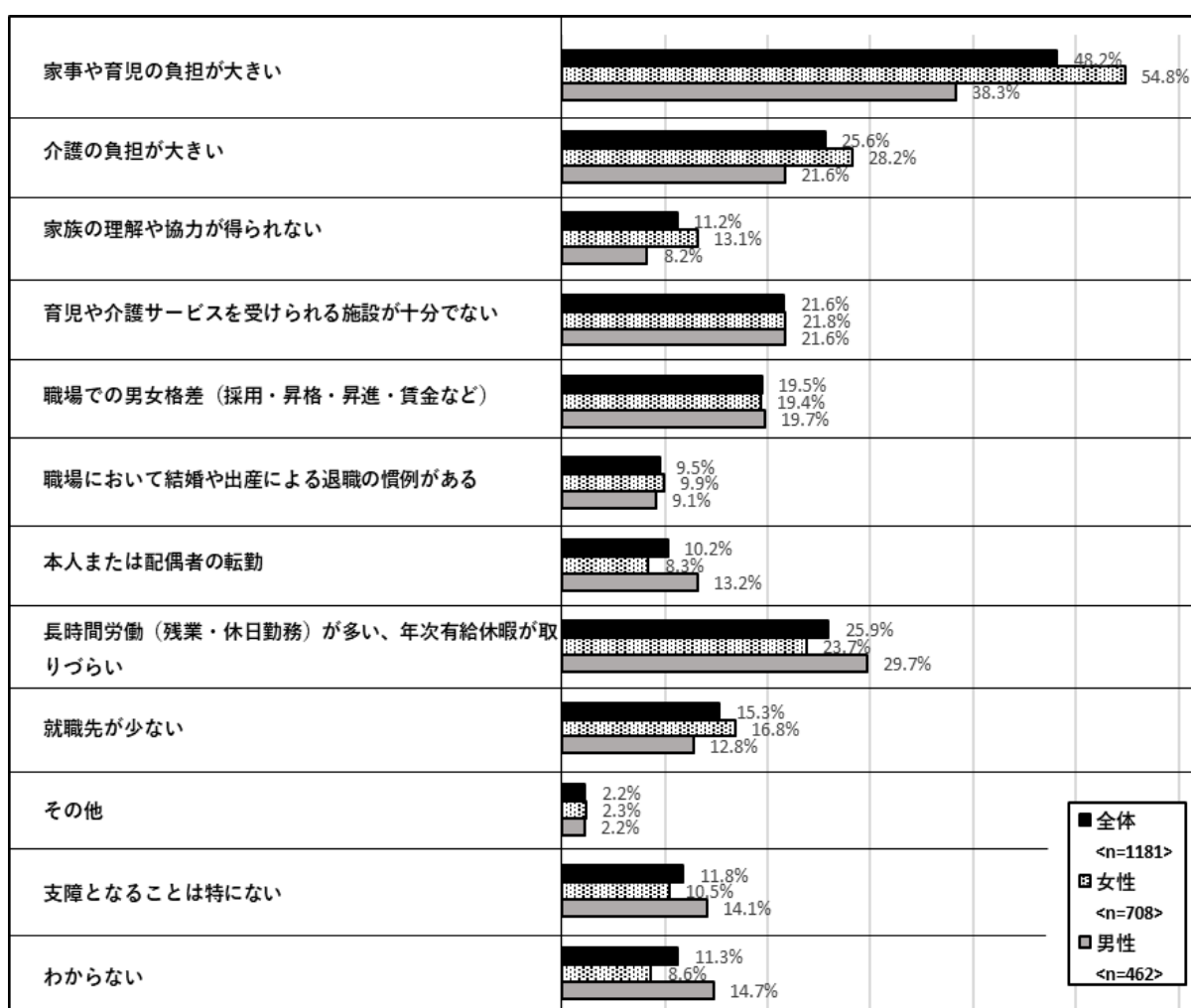
## 重点テーマ 8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

### 施策の方向性(13) 子育て家庭への支援

#### 現状と課題

■働く上での支障について、「家事や育児の負担が大きい」48.2%(女性 54.8%、男性 38.3%)の項目が男女とも最も高くなっています。女性については、「介護の負担が大きい」が 28.2%と続き、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている様子がうかがえます。(図表 20)

図表 20 男女が働く上で支障となること



資料：市民意識調査(令和2年)

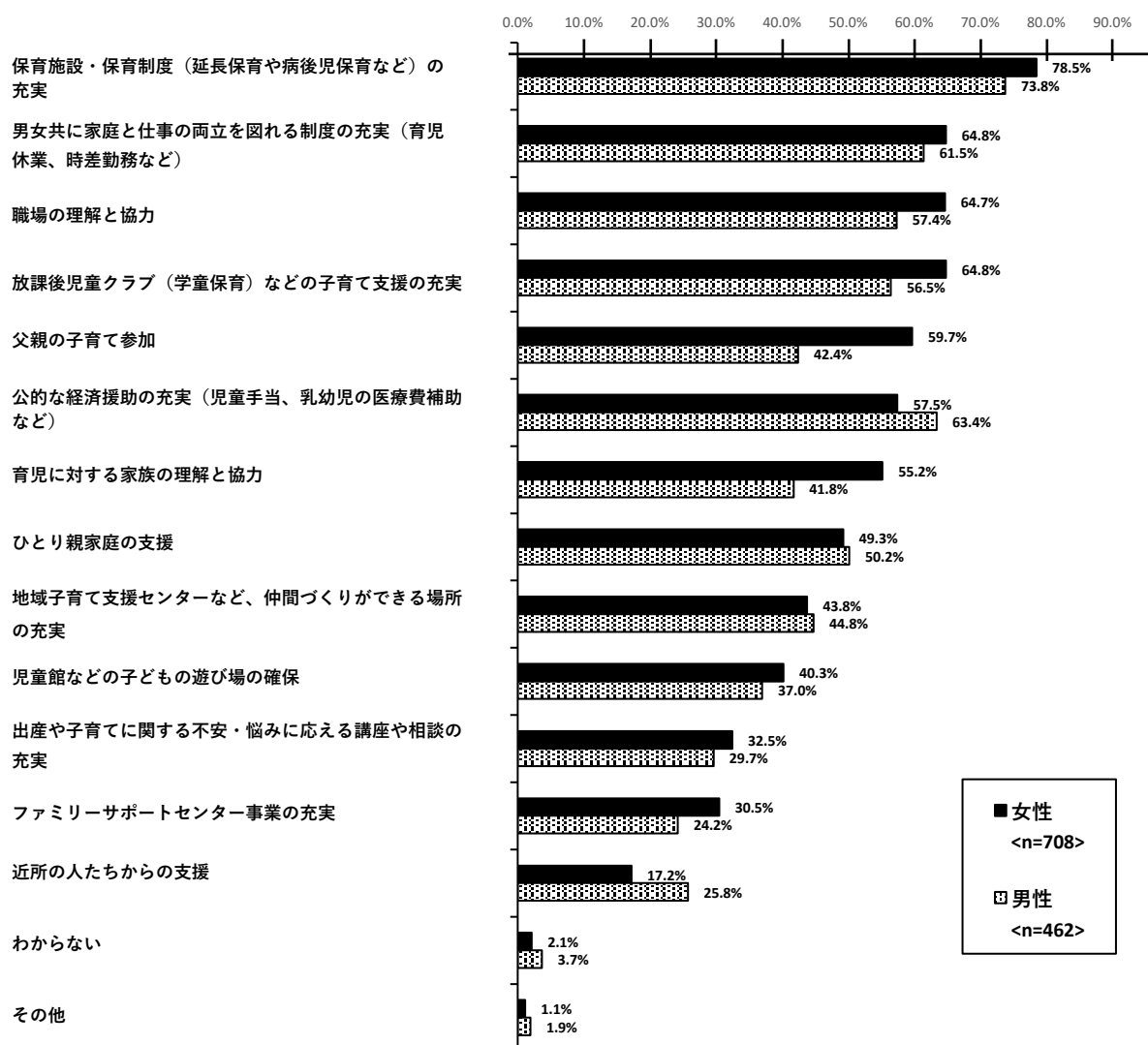
■平日における家事・育児・介護の時間をみると、男性は「1時間20分」、女性は「4時間02分」で、夫婦の就業形態別でも、男性は「共働き」「準共働き」「非共働き」で変わりありません(図表 21)。家事・育児・介護に費やす時間は女性が男性の約4倍にのぼり、特に末子が就学前の場合はその差が顕著です。家庭生活における男女の仕事の分担は進んでいない状況です。男性の労働時間、とりわけ子育て世代の男性の労働時間が多いことが、家庭生活の時間に影響を与えていると考えられ、ワーク・ライフ・バランスを推進する視点からも、男性の長時間労働の改善が必要です。

図表 21 共働き状況別家事・育児・介護の平均時間(1日)

		共働き	準共働き	非共働き
全体	2 時間 42 分	3 時間 09 分	3 時間 13 分	3 時間 55 分
女性	4 時間 02 分	4 時間 08 分	4 時間 30 分	5 時間 39 分
男性	1 時間 20 分	1 時間 22 分	1 時間 03 分	1 時間 13 分

■子どもを安心して生み育てる環境整備に必要なことは、「保育施設・保育制度（延長保育や病後児保育など）の充実」が最も多く、次いで「男女共に家庭と仕事との両立を図れる制度の充実（育児休業、時差勤務など）」、「職場の理解と協力」が続いています。なお、女性では「放課後児童クラブ（学童保育）などの子育て支援の充実」「父親の子育て参加」が続いています（図表 22）。男女が共に子育てと仕事を両立できるよう、保育サービス等子育て環境の充実を図ることと、男性の育児参加を後押しする取組が求められています。

図表 22 子どもを安心して生み育てる環境に必要なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）



## 取組方針と具体的施策

◇安心して子どもを育てられる環境を整えるため、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

◇男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	具体的な施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
37	保育関係者への研修の充実	人権研修会や人権教育研修講座を開催し、保育士等の意識の高揚を図ります。	研修の回数	3回	6回	子育て 施設課
38	多様な保育サービスの提供	保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育事業、一時保育事業、体調不良児保育、休日保育事業、病児・病後児保育事業の充実を図ります。	実施箇所	138	144	子育て 施設課
39	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を行いたい人と受けたい人たちが会員となって、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援します。	①ファミリー・サポート・センター登録会員数 ②ファミリー・サポート・センター年間利用者数	①1,756人 ②5,782人	①1,511人 ②5,384人	子育て 施設課
40	放課後児童クラブの拡充	大規模児童クラブの分割と既存公設クラブを拡充します。	放課後児童クラブ設置数	78クラブ	87クラブ	子育て 施設課
41	ハローベビークラスの開催	妊娠中に出産や子育てについての知識や育児手技を習得し、家族でスムーズに育児ができるようハローベビークラスを開催します。	ハローベビークラス家族等参加率	32.4%	40%	子育て 支援課
42	子育て支援の充実及び男性の利用の促進	地域子育て支援拠点事業、乳幼児の育児支援事業、幼児教育センター事業の充実を図ります。  また、父親等男性の利用を促進します。	①地域子育て支援センター利用者数 ②元気保育園利用者数 ③認定こども園の子育て支援事業(利用者数)	①43,904人 ②1,982人 ③14,978人	①85,463人 ②5,392人 ③39,069人	子育て 施設課
			離乳食講習会・ステップアップもぐもぐ教室の家族等参加率	新型コロナウイルス蔓延防止のため参加人数の制限により、家族の参加はなし。 令和元年度参考値約10%	20%	子育て 支援課

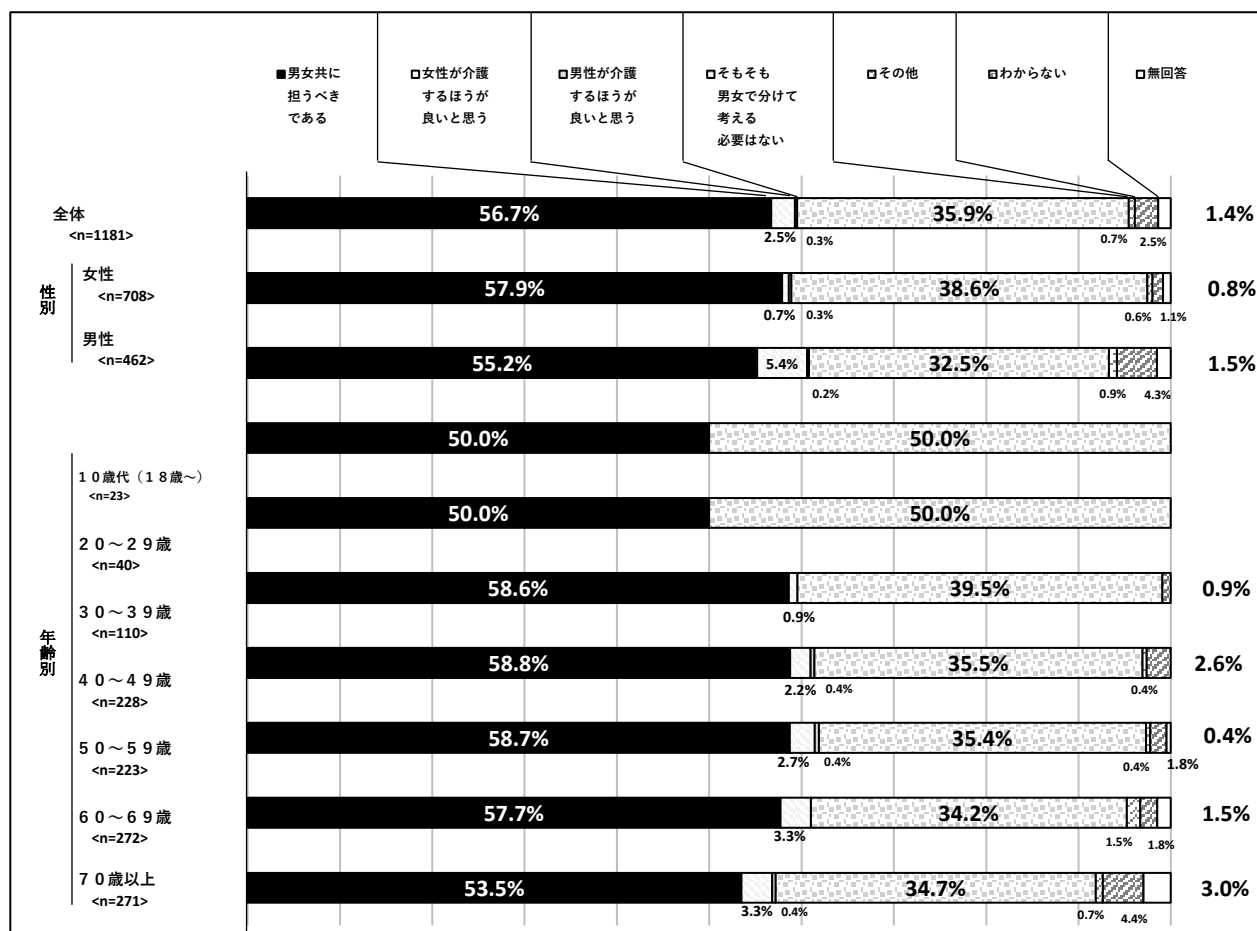
	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
43	子育て相談体制の充実及び男性の利用の促進	各施設の子育て相談、就学・発達相談体制の充実を図ります。 また、父親等男性の利用を促進します。	家庭児童相談・こども発達支援相談件数	①3,475 件 ②1,358 件	①2,500 件 (家庭) ②1,450 件 (こども発達支援センター)	子育て支援課
			相談対応における合意形成の割合	100%	100%	総合教育プラザ(幼児教育センター)
			教育相談同意できた割合	100%	100%	総合教育プラザ(特別支援教育室)
44	子育て・親子支援講座参加への促進	子育てに関する学びや地域活動への参加を促すため、男性の育児参加の促進も含め、性別に関わりなく、誰もが参加しやすい「子育て・親子支援」をテーマとした講座を開催します。	子育て・親子支援講座開催回数及び延べ参加人数	144 回	200 回 2,500 人	生涯学習課

## 施策の方向性(14) 介護者への支援

### 現状と課題

■市民意識調査で、介護についてどのように思うか聞いたところ、「男女共に担うべきである」が6割近く、「そもそも男女でわけて考える必要がない」が3割を超えました（図表23）。社会全体で介護を担う、性別にかかわらず担うという体制の整備が必要です。

図表 23 介護に対する意識



資料：市民意識調査（令和2年度）

## 取組方針と具体的施策

◇家族介護者の負担が軽減されるよう、相談体制の充実や住民の支え合いを推進するとともに、要介護者や障害者の状態に応じた多様なサービスを整備していきます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
45	介護サービスの充実	介護保険のサービス基盤整備、介護予防・生活支援の拠点整備を行います。	介護基盤の整備量	3,411 人	3,617 人	長 寿 包 括 ケ ア 課
46	介護についての相談体制の充実	総合相談・権利擁護・虐待防止等の地域のネットワークづくりを行います。	地域ケア会議の開催数	90 回	150 回	長 寿 包 括 ケ ア 課
47	地域支援事業の充実	サロンや自主グループづくり支援や地域住民のボランティア育成を行います。	①介護予防サポーター登録者数 ②認知症サポーター登録者数 ③介護予防活動ポイント登録実人数	①・②計 26,744 人	①介護予防サポーター登録者数（累計） 1,530 人 ②認知症サポーター登録者数（累計） 31,700 人 ③介護予防活動ポイント登録実人数 1,650 人	長 寿 包 括 ケ ア 課
48	障害のある人の介護者への生活支援	日中一時支援事業を行い、心身障害児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。	日中一時支援事業（日帰りショートステイを含む）の延利用人数	11,334 人	12,000 人	障 害 福 祉 課

## 重点テーマ 9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

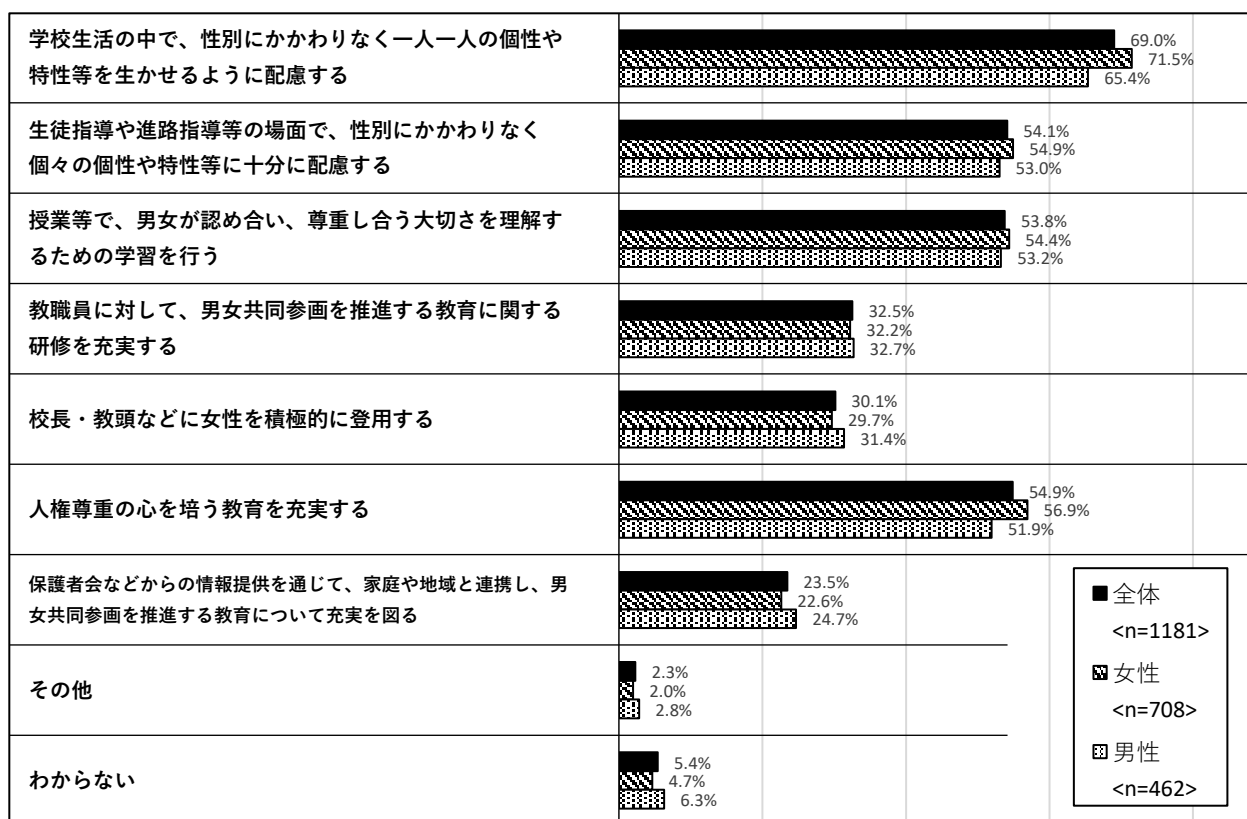
### 施策の方向性(15) 学校教育における男女平等教育・学習の推進

#### 現状と課題

■学校教育で重要なこととしては、「学校生活の中で、性別にかかわらず一人一人の個性や特性を生かせるように配慮する」が最も多くなっています。

学校は未来の担い手である子どもたちを健全育成する使命を担っています。学校から家庭・地域に働きかける機会も多いことから、男女共同参画推進において果たすべき役割は重大です。学校が子どもや保護者に誤ったメッセージを与えないよう、教職員が確かな認識を持つことが必要です。

図表 24 学校教育で重要なこと



資料：市民意識調査（令和2年）

## 取組方針と具体的施策

◇一人ひとりの子どもが性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう、男女平等の視点に立った教育を行います。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
49	学校教育における男女平等教育の推進	各学校において、性別に関わらず個性と能力を発揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、人権教育に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。	研修の実施回数	5回 (出前講座を含む)	2回以上	総合教育プラザ
50	男女平等の視点に立った情報教育の推進	高度情報社会を主体的に生きる子どもの育成を目指して、メディアを賢く安全に使う知識・知恵、そしてルールを守って使える心を育みます。また、子どもを取り巻く様々な立場の大人に高度情報社会の課題と対策を理解させるとともに、それぞれの役割と責任に気付かせ意識の向上を図ります。	ケータイ教室での講習内容を自らの課題として捉えている受講者の割合(4段階評価の上位1位の割合)	83.5%	85%	青少年課

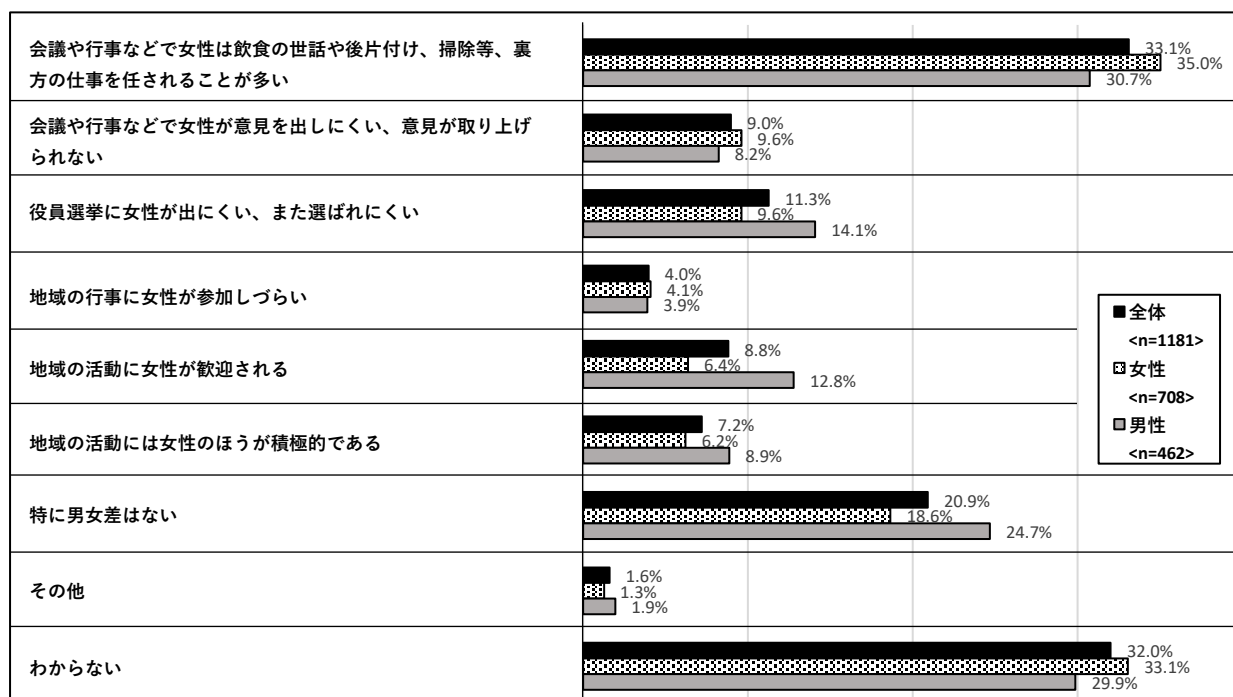
## 施策の方向性(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進

### 現状と課題

- 市民意識調査の結果から、【社会全体】で男性が優遇されている原因は「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が最も多い回答でした。地域や家庭などあらゆる場面での制度や慣行を見直す必要があります。
- 市民意識調査で自治会などでの状況を質問したところ、「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が最も多い回答となりました。一方で、「特に男女差はない」との回答が続いていますが、男女別にみると、男性は24.7%、女性は18.6%と、感じ方に「男女差」がみられます(図表25)。この「男女差」は、男性も女性も前回調査からあまり変化がないことから、地域活動の場における性別に関する偏りの問題は解消されていない状況といえます。

現在、地域活動を実際に運営している市民の「女性は裏方」「役員は男性」という意識を改め、男性が裏方の仕事に入ることや女性の役員が出やすい新たな方法を導入するなど、現場を変える必要があります。

図表 25 地域活動での状況

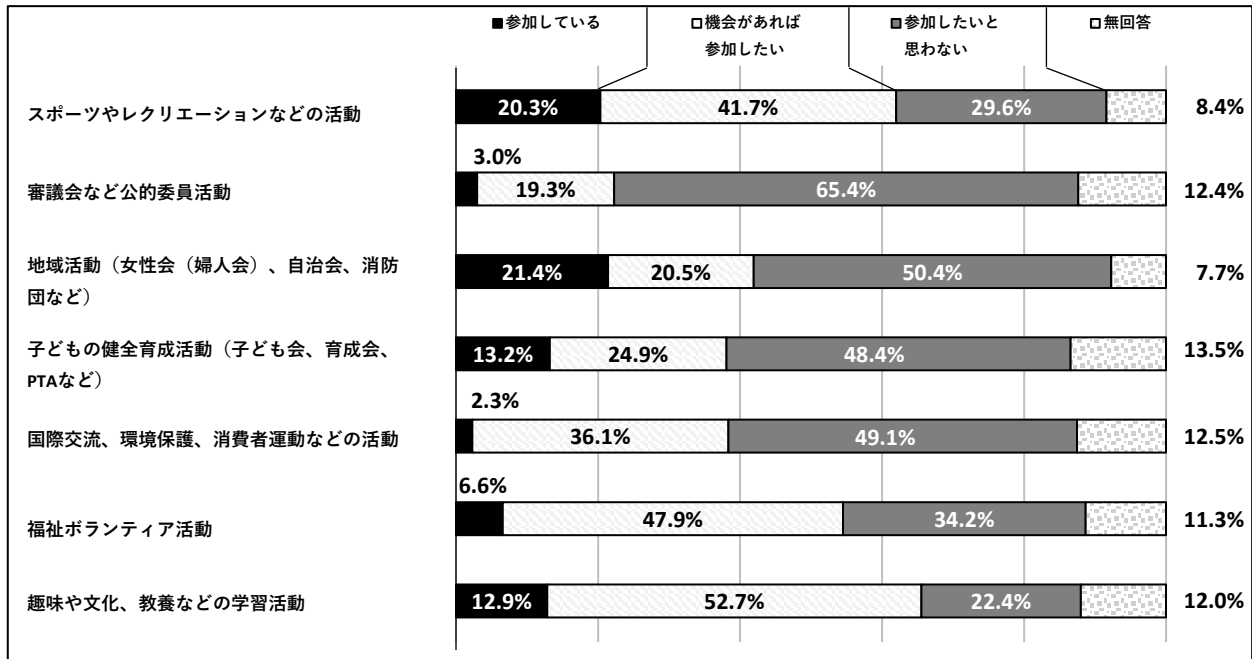


資料：市民意識調査(令和2年)

- 現在参加している活動は「スポーツ・レクリエーションなどの活動」(20.3%)、「地域活動(女性会(婦人会)、自治会、消防団など)」(21.4%)、「子どもの健全育成活動(子ども会、育成会、PTAなど)」(13.2%)で、機会があれば参加したいものとしては、「福祉ボランティア活動」、「趣味や文化、教養などの学習活動」があがっています(図表26)。社会参加す

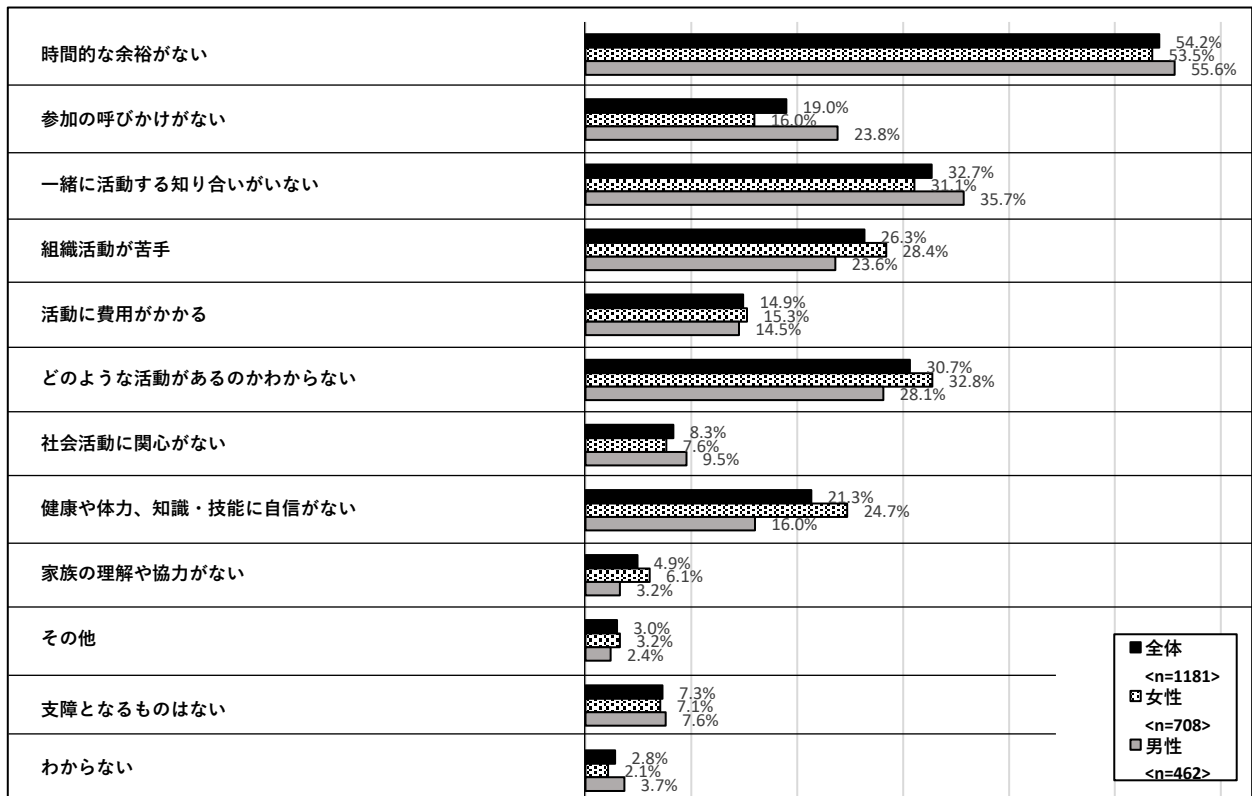
る上で支障になる要因として、54.2%が「時間的な余裕がない」をあげています。女性は「どのような活動があるのかわからない」、男性は「一緒に活動する知り合いがない」が続いています。（図表 27）。

図表 26 社会参加活動について



資料：市民意識調査（令和2年）

図表 27 社会参加活動の参加で支障となるもの



資料：市民意識調査（令和2年）



## 取組方針と具体的施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供します。

◇男女市民の主体的な社会参加活動を支援していきます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
51	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	人権や男女共同参画をテーマにした公民館での学習機会を提供します。	男女共同参画に関する ①公民館報記事掲載件数 ②事業実施回数・延べ参加人数	①掲載率 25.0% ②3回 37人	①50件 ②5回 50人	生涯学習課
52	地域における男女共同参画の推進	男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画するよう、継続的に周知していきます。	自治会役員における女性の割合	19%	25%	生活課
53	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めます。	女性 PTA 会長の割合	17%	25%	学校教育課
			女性子ども会本部役員の割合	50%	50%	青少年課
54	市民活動の促進支援	市民活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア・市民活動の大きなつながりを目指し、パートナーシップによる市民活動の醸成、情報発信、市民参加の促進を図ります。	Mサボ利用者アンケートによる満足度	86.2%	90%	生活課



## 第 5 章 推進体制

---

# 1. 市民・事業者・団体等との連携

男女共同参画社会の推進には、家庭や地域社会、学校、職場などあらゆる分野で、多くの個人や組織が連携を図りながら取り組む必要があります。

市民や事業者、各種団体等がそれぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に取り組んでいけるよう、積極的に本計画の周知を図るとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

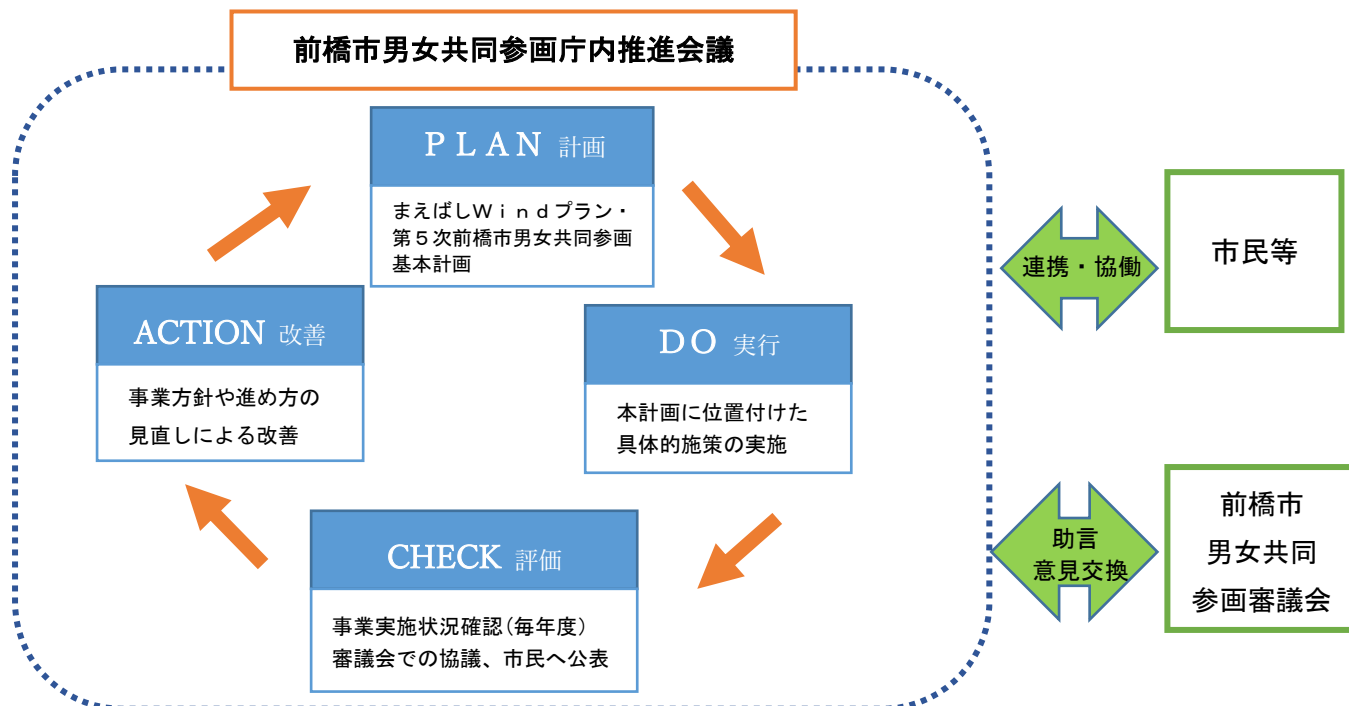
# 2. 庁内推進体制の整備

- 本市における男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するために設置する「男女共同参画庁内推進会議」により、全庁的な男女共同参画の推進に取り組みます。
- 庁内推進会議の下部組織として、「ネットワーク会議」を置き、本計画に位置づけた施策を着実に実施します。
- 行政のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映できるよう、社会情勢や社会的課題をテーマとした「職員意識啓発研修会」を開催し、職員の男女共同参画への更なる理解や意識の向上を図ります。また、様々な機会を利用し、全職員に向けた男女共同参画に関する情報提供を行います。

# 3. 計画の進行管理

計画の実効性を高めるためには、施策の成果を客観的に評価し、取組や手法を改善していくことが求められます。

このことから、本計画では、計画(PLAN) → 実行(DO) → 評価(CHECK) → 改善(ACTION) という、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行います。また、毎年度の実施状況は市ホームページ等で公表します。





# まえばしWindプラン

## 第5次前橋市男女共同参画基本計画

令和4年3月

---

発行・編集 前橋市 市民部 生活課 男女共同参画センター  
住 所 前橋市大手町二丁目12-1  
電 話 027-898-6517  
M a i l sankaku@city.maebashi.gunma.jp  
U R L <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 

○ 前橋市